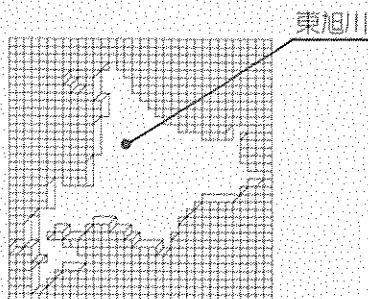


地域農業研究叢書 No.1

都市近郊水田農業の構造問題と発展方向

東旭川農協「中期振興計画策定に関する基礎調査」報告書



社団法人 北海道地域農業研究所

はじめに

本報告書は、旭川市東旭川農協の依頼による「中期農業振興計画策定に関する基礎調査」結果をとりまとめたものである。

東旭川農協は、戦前からの北海道の米どころであり、北都旭川市の一角を占める都市近郊地帯に位置している。都市化の進展と減反のなかで、1973（S48）年から水稻単作から複合経営への転換をいち早く提起し、全道的にも注目された農協である。その後も、1983（S58）年には「やさい村」づくり運動を開始し、非稲作部門の拡充に努めている。とはいっても、現状の農業基盤は次第に掘り崩されてきていることもまぎれのない事実である。一方では、市街地よりの地区では水田の委託による全面転作化が進んでおり、他方米飯川沿いの流域では過疎化が進展をみせている。もちろん、両者にはさまれた地区では比較的農業基盤がしっかりしており、野菜を中心とした経営転換がはかられている。このように、東旭川の農業はある意味で日本農業の縮図の感があり、その実態把握と今後の展望には地区別に大きな差がある。幸い、北海道大学農学部農協論講座の全面的な協力を得て、組合員全戸のアンケート調査（630戸、回収率59.5%）と7農事組合67戸の農家悉皆調査ならびに25の農事組合長調査を行うことができた。こうした詳細な調査結果を取りまとめたのが、本報告書である。

取りまとめも含め全面的に協力いただいた北大をはじめ、お忙しい中調査協力をいただいた組合員各位および農協関係各位に感謝いたす次第である。

なお、執筆分担は以下の通りである（執筆順）。

I 、 IV	北大農学部助教授	坂下 明彦
II - 1 、 2 、 4 、 5 - 1) ~ 3)	北海道地域農業研究所研究員	吉野 宣彦
II - 3	北大農学部大学院	渡辺 克司
II - 5 - 4)	同	板橋 衛
III	同	坂爪 浩史

1991年3月

(社) 北海道地域農業研究所
所長 千葉 燐郎

もくじ

I. 課題と分析視角

1. 農協事業展開の特徴	1
2. 課題の設定と分析視角	2

II. 土地利用の構造と担い手問題

1. 土地利用と担い手の変化	4
1) 土地利用の変化と現状の問題点	
2) 土地利用と担い手の地域的類型	
3) 東旭川農業の地域的構造	
2. 土地利用の粗放化と転作受委託問題（I型）	14
1) 転作物の粗放化と受委託組織の関係	
2) 粗放化した受託組織の特徴	
3) 牧草導入による輪作の定着化	
4) 受託面積縮小の組織の実態	
5) 受託組織による転作輪作の確立に向けて	
3. 生産組織の現状と営農振興（II型）	21
1) 生産組合の動向	
2) 部分作業組合への転化	
3) 一貫作業共同の維持	
4) 作業受託組織への転化	
5) 生産組合の意味と存続の課題	
4. 沢地帯における高齢化と過疎化の進行（III型）	32
1) 高齢農家の将来意向	
2) 高齢化・過疎化の影響と農家の対応	
3) 集落間の農地の出入り作と集落再編の可能性	

5 . 農業構造再編の課題	41
1) 農業生産の担い手の存在	
2) 規模拡大の意向と拡大条件	
3) 地力対策の必要性	
4) 野菜部会のあり方	

III. 青果物の販売諸形態と産地再編

1 . 野菜産地の伸長と多様な販売ルートの形成	64
1) 東旭川の市場・流通条件	
2) 多様な販売ルートの形成	
3) 農協による青果物販売高の推移	
2 . 地場市場主導型産地形成と自立的共販への胎動	70
1) 野菜産地化の開始	
2) 地場市場依存型野菜導入と農協による多元販売化	
3) 地場市場による産地開発と生産者組織の能動化	
3 . 農協・青果連主導型の産地形成と販売組織	72
1) 東旭川農協による共販の開始	
2) 旭正農協を中心とする地域共計	
3) 青果連による広域共販の展開	
4 . 農協共販の到達点	74

IV. 農業振興の課題

1 . 水田の計画的土地利用	75
2 . 農業生産の担い手の確立とその条件	77
3 . 野菜振興と農協の果たすべき役割	79

I. 課題と分析視角

1. 農協事業展開の特徴

上川盆地の中央、道北の拠点都市旭川の東端部を形成する東旭川町は、その立地から知られるように都市近郊の農業地域をなしている。

のちにのべるように、東旭川の農業は減反以降、複合経営への模索を開始するが、他方で農協の事業展開をみるとそれは一面では「都市農協」への展開でもあった。組合員戸数は1970(S45)年の1,257戸から1991(H3)年には1,045戸へと減少しているのに対し、准組合員数は831から1,457へと増加をみせている。市街地への広域推進は、貯金、年金、共済で強化されている。

この点を農協経営の側面からみてみよう。1985(S65)年度における農協の損益における事業利益段階の部門別寄与率をみると、総事業利益1,802万円のうち、金融部門が771%、共済部門が399%、生産資材が111%、販売・倉庫・利用部門が108%、生活物資が83%であり、マイナス部門は機械燃料部門の△39%、指導部門の△446%、管理部門の△889%となっている（表I-1）。すなわち、金融・共済部門がきわだった収益部門となっていた。しかし、1990(H2)年度になると、両部門の収益部門としての位置は変わらないものの、寄与率はそれぞれ543%、297%と低下をみせてきている。

その内容をみると、金融部門の中心である貯金は96億円から139億円へと増加し、事業利益も1.5億円水準で推移している。しかし、金融コストは上昇しており、金融直接費用にしめる貯金利息（金融雑費を含む）の割合は、80%から90%に上昇している（表I-2）。これは金融収益にしめる預金（金融雑収入を含む）の比率の上昇（50%から60%へ）を上回っており、貯金量の増大にもかかわらず収益の悪化が進行していることを物語っている。他方、共済事業については、保有高（保障額）は573億円から708億円に増加しており、事業利益も7,000万円台から8,000万円台に順調に増加している。員外推進も進展しており、1990(H2)年度の新規契約保有のうちの61%をしめている。

このように、農協事業の収益は金融・共済部門となっており、その収益が営農指導費9,400万円の赤字を補填している関係にある。とはいって、金融部門の収益がますます悪化することを考えれば、営農指導・販売事業部門への農協事業としてのテコ入れが必須の状況にあるということができるのである。

表I-1 事業利益における部門別寄与率

(千円、%)

	1985年	1990年
合 計	18,029 (100.0)	27,766 (100.0)
金融	139,131 (771.7)	150,767 (543.0)
融資	71,980 (399.2)	82,524 (297.2)
共 生 産 資 材	20,137 (111.7)	3,813 (13.7)
機 械 燃 料	△7,104 (△39.4)	△9,874 (△35.6)
生 產 物 資	15,134 (83.9)	15,122 (54.5)
販売・倉庫・利用	19,507 (108.2)	31,360 (112.9)
指 導 管 理	△80,431 (△446.1)	△94,100 (△339.0)
	△160,326 (△889.3)	△151,847 (△546.9)

注) 農協業務報告書により作成。

表I-2 金融部門の費用と収益の推移

(千円、%)

	金融 直接 費 用			金融 収 益		
	計	預金	%	計	預金	%
1985	602,916	504,746	83.7	845,092	431,974	51.1
86	574,929	477,774	83.1	833,167	306,300	36.8
87	517,032	435,356	84.2	780,395	401,979	51.5
88	428,380	397,103	92.7	696,444	359,229	51.6
89	447,057	401,280	89.8	711,779	432,798	60.8
90	718,362	647,652	90.2	983,497	617,072	62.7

注) 農協業務報告書により作成。

2. 課題の設定と分析視角

以上のような農協の事業構造に端的に現れているように、東旭川農協は都市近郊的な水田農業地域と位置づけすることができる。そこでは、特に1970(S45)年の減反以降、急速な兼業の進展がみられ、今後の担い手をいかなる階層に見いだすかがきわめて重要な課題となっている。しかも、都市近郊とはいながら、東旭川は旧旭川屯田兵村によって開発された平坦部と、動物園のある東山以東の米飯川沿いの河川流域からなっており、担い手の問題も地域特性を強くもっている。また、担い手のあり方は農家の就業構造のあり方と相互規程関係にある土地利用問題とも強く関連している。土地利用に関しては、稲作の位置づけや小麦を中心とした転作の実態、さらには現在農協が振興をはかっている野菜生産につい

ても大きな地域差が存在する。したがって、以下では土地利用と担い手の現状をアンケート調査と実態調査をもとに地区別に分析し、3つの類型として整理を行い、それぞれの特徴を明らかにする。その上で、今後の農業構造再編の課題を担い手の確保、規模拡大の意向、地力対策、農協の部会組織について各論的に整理を行う。

第二は、今後の東旭川農業の焦眉の課題となっている野菜振興について、都市近郊として特に問題となっている販売対策と組織化の問題を、品目別の流通の現状に即して分析し、今後の自立的な野菜の共販体制のあり方について問題提起する。

そして、最後に土地利用、担い手、野菜振興それぞれについて今後の課題を整理する。

II 土地利用の構造と担い手問題

1. 土地利用と担い手の変化

1) 土地利用の変化と現状の問題点

(1) 複合化への取り組みの時代（1970～77年）

上川盆地は、全体としてすでに戦前から高い水田率（上川中部平均60.2%、1935、s10年）を示しており、なかでも東旭川は78.3%と水田単作に近い形態を取っており、1970(S45)年には水田率は93%で、完全な水田単作地帯を形成していた（旧東旭川町）。また、単収も高く、精農家が多く、例えば堆肥積みを実施している農家が旭川市全体で31%であるのに対して、東旭川では半数を越える53%（1975、S50年の数字）を示していた。このように土を大切にして稲づくりに励んで来たのが東旭川の農家の姿であった。

しかしながら、都市化の進展の中で減反が開始される1970(S45)年にはすでに専業農家は半数を割り、さらに減反以降、第2種兼業農家が増加を示している。

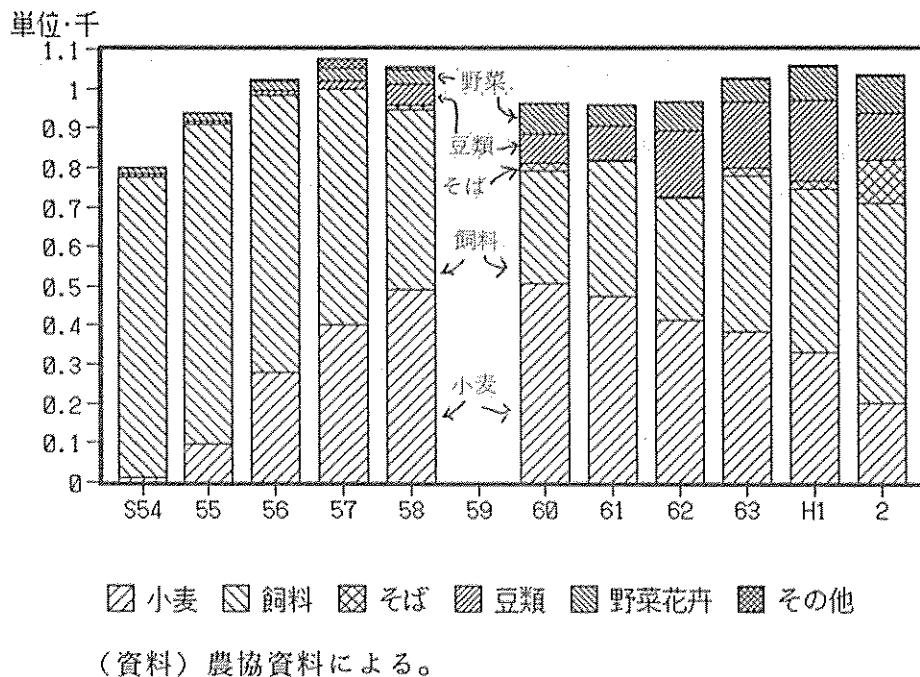
こうしたきびしい状況のまっただ中で、1970年代前半より、稲作部門の增收と省力化を進めるための生産組合が設立され、余剰労働力を中小家畜などの新しい複合部門へと振り向ける、複合化の試みがはかられた。生産組合は設立が完了した1978(S53)年で32組合、参加農家448戸へと発展し、畜産部門でも養鶏が24戸、養豚が84戸へと増加し、野菜・花卉も若干の増加が見られた。しかし、この時期までは転作の主要な作物をみると、牧草が95%を占めており（図II-1）、転作のほとんどは「捨て作り」的な対応に終わっていた。

(2) 遅れた転作対応と新たな試み（1978年～1985年）

その後減反が強化され、1970(S45)年には本地面積の1割にも満たなかった減反目標が、第一期の水田利用再編が始まった1978(S53)年には25%へと拡大し、第二期開始の1981(S56)年には38%にまで及んだ。減反開始3年後の1973(S48)年の転作対応が目標面積に対して203%に及ぶ過剰対応となり、このことが「実績」とされてその後の転作強化につながったことは全道的傾向と同様である。

転作の強化の中で、農家と農協も大きな変化を余儀なくされてきた。兼業化はいっそう進展し、1983(S58)年には専業が335戸、30%まで減少し、逆に第1種兼業が591戸、57%と半数を占め、第2種兼業も118戸、17%となって

図II-1 管内転作作付の推移 (単位:千a)

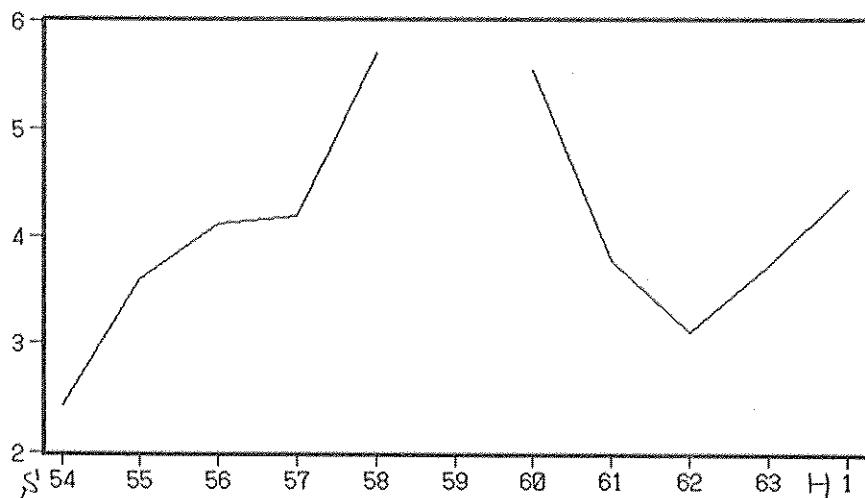


■ 小麦 □ 飼料 ■ そば ■ 豆類 ■ 野菜花卉 ■ その他

(資料) 農協資料による。

注) 昭和59年のデータはなし。

図II-2 小麦反収の推移 (単位: 倍)



(資料) 農協資料による。

注) 昭和59年のデータはなし。

いる。

また、32組合あった生産組合は、1984(S59)年までに11組合が解散して21組合へと減少し、参加組合員も448戸から249戸へと減少をみせている。さらに、畜産農家では、養豚農家は1974(S49)年の100戸から1984(S59)年には51戸へ、養鶏も33戸から18戸へ、酪農も37戸から24戸へと減少してきた。減反対応として注目されてきた養魚も37戸から18戸へと半減している。この様にかつて取り組まれた組織化と複合化は、大きな壁にぶつかっていたのがこの時期である。しかし他方では、野菜農家が1978(S53)年時点では40戸程度に過ぎなかつたが、1984(S59)年には112戸へと3倍近くに増加し、野菜の産地化がこの時期に著しく進んだ。

さらに、「捨て作り」に終わっていた転作も大きく変化した。1979(S54)年から1985(S60)年にかけては、野菜が11ha(転作面積の1.4%)から64ha(同6.0%)、豆類が5.6ha(1.0%)から46.3ha(4.8%)へと増大をみせている。そのなかで突出した動きは、飼料作物が763.0ha(94.9%)から455.8ha(26.5%)へ急速に減少したのに対して、逆にほとんど作付られていなかった小麦が、12.0ha(1.5%)から508.7ha(47.6%)へと増大し、「捨て作り」転作からの脱却がはかられたことである。小麦の収量も当初は2~3俵台であったが、1985(S60)年には5.5俵水準まで上昇し(図II-2)、販売金額も東旭川農協の米の販売金額の18%を占めるほどに成長し、商品作物として大きな地位を占めるに至ったのである。

この小麦の作付拡大に大きく貢献したのが、「農作業受託組織」である。1980(S55)年には9組織であった「受託組織」は、小麦作付の最盛期の1985(S60)年には21組織となり、その小麦作付面積は436.9ha(管内小麦作付面積の85.9%)におよんだ。

(3) 小麦連作の脆弱性と土地利用の課題(1986~1990年)

しかし、この様な「捨て作り」転作からの脱却の動きが、1985(S60)年をピークとして後退しているのが現在の状況である。これまで牧草にとってかわってきた小麦は1990(H2)年では203.9haへと、1985(S60)年から60%の減少となった。これと反対に、飼料作物は508.5haへと50haの増大となり、そばも90ha増大し110haとなっている。集約的な作物としては、豆類が46ha増大し118.2haへと若干伸びをみせた程度であり、野菜は1990(H2)年でも66.9haとかわらず、伸び悩んでいる。

この時期には、小麦の反当収量は3~4俵台に低下し、転作率は46.7%まで上昇し、専業農家は255戸、24%とますます少数派となり、反対に第2種兼業は

369戸、35%へと構成比で倍増し、兼業化がいっそう進展してきた。また、生産組合も減少の一途を辿り、1989(H1)年で11組合、98戸へ半減し、畜産農家も養豚が20戸、養鶏が5戸、酪農が12戸、養魚も4戸とそれぞれ1985(S60)年前後の半数以下に減少した。1980年代に急増した野菜生産農家も部会員が136戸と停滞的である。

このように、近年の土地利用の推移は、1980年代後半以降は集約作物が伸び悩み、粗放化が進んできたことが大きな特徴となる。しかも、転作の主要な作物となった小麦が連作問題を抱え込み、反収を低下させながら作付面積が減少することになった。結局、減反が開始してからの転作の内容は、牧草が最低でも転作面積の26%を下らず、減反当初の捨て作り的な転作対応から、基本的には脱却していないこと、このことが東旭川の土地利用の最大の問題となっている。また、転作の強化や農産物価格の低下など全国的な農政上の問題を背景としながら、兼業化と高齢化の進行、生産組合の解体という農業内部での担い手の空洞化が進んできたことが地域農業問題を深刻な状況に至らせている。

2) 土地利用と担い手の地域的類型

図II-3にみると、東旭川は地形的には平坦部と沢地帯に大きく分かれ、平坦部は道々沿いに旭川市街の延長で宅地化が進展しており、逆に沢地帯では過疎化が進んでおり、一部には通学上の問題等から平坦部に住居を構える農家も現われている。このため、さきに検討した粗放化や担い手の状況は、地域によって大きな性格上の相違があり一様ではない。したがって、以下では地図上に示した地区間を比較することによって、土地利用と担い手の地域差を検討していく。

(1) 平坦部の転作粗放化の進展と沢地帯での水稲作の比重の高さ

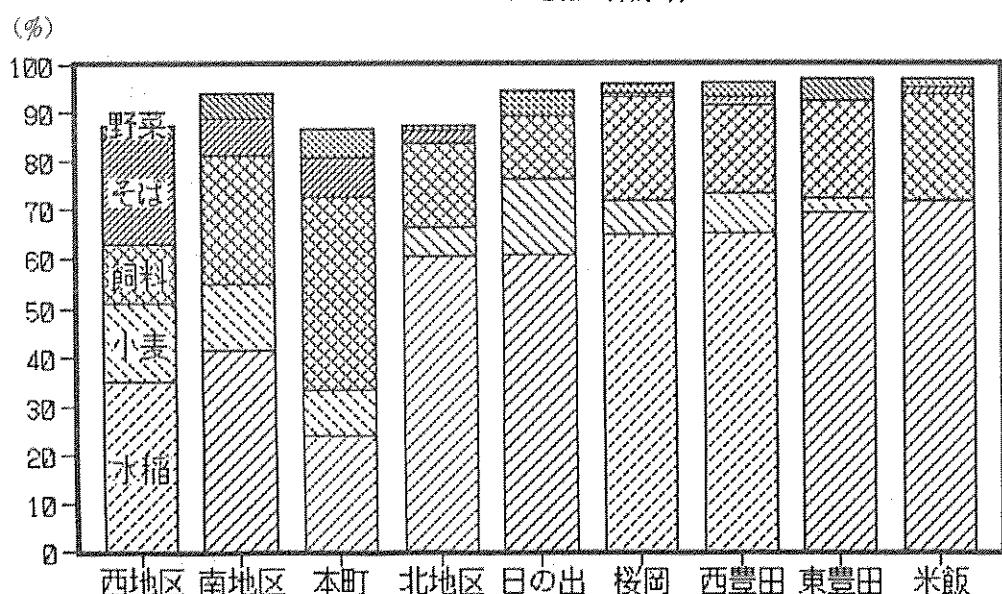
図II-4は、地区ごとの1990(H2)年の作付作物の構成を示している。図の配列は左側を市街地よりも、右側を沢地帯の上流部としている。

まず、水稻の作付率をみると、平坦部から沢地帯へ移行するにしたがって高くなり、平坦部は転作に、沢地帯は水田に重点をおくという地域差が示されている。管内全体の水稻作付率は59%であるが、平坦部で転作が60~70%におよぶために、沢地では70~80%の水稻作付けが可能になっている。転作率の高い平坦部市街地よりの地区では、1985(S60)年以降に増大した飼料とそばの比率が最も高くなっている。

図II-5~7は、この間大きく作付が増減した牧草・そば・小麦について



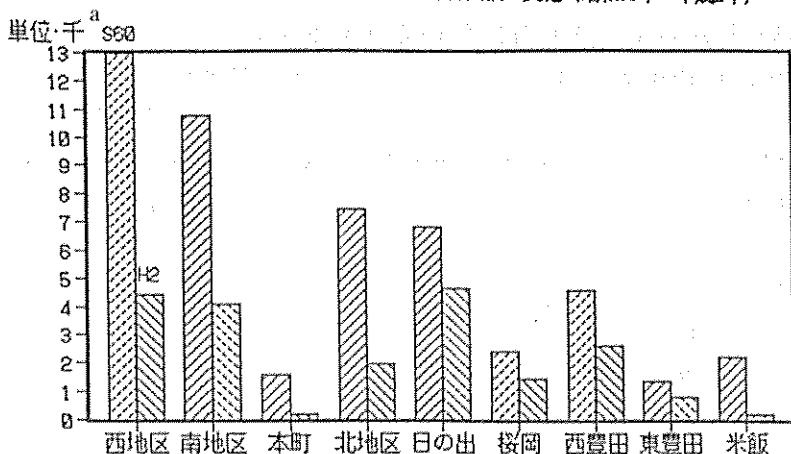
図II-4 土地利用の地域性 (平成2年)



(資料) 農協資料による。

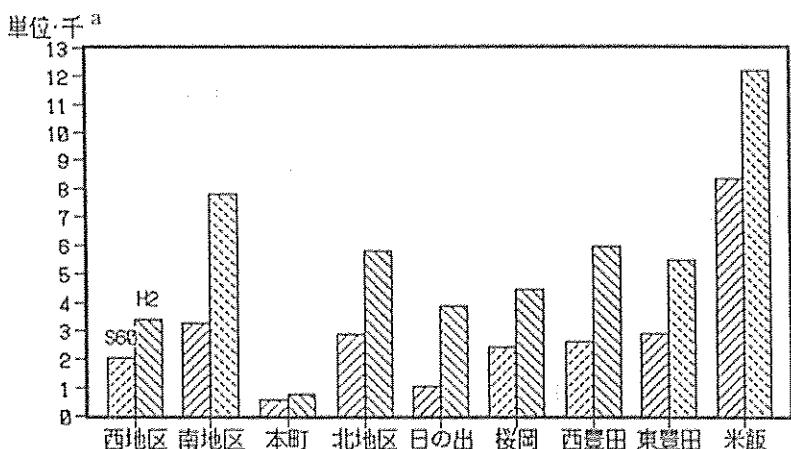
注) 100%に満たない部分はその他の作物。

図II-5 小麦作付面積の変化 (昭和60年～平成2年)

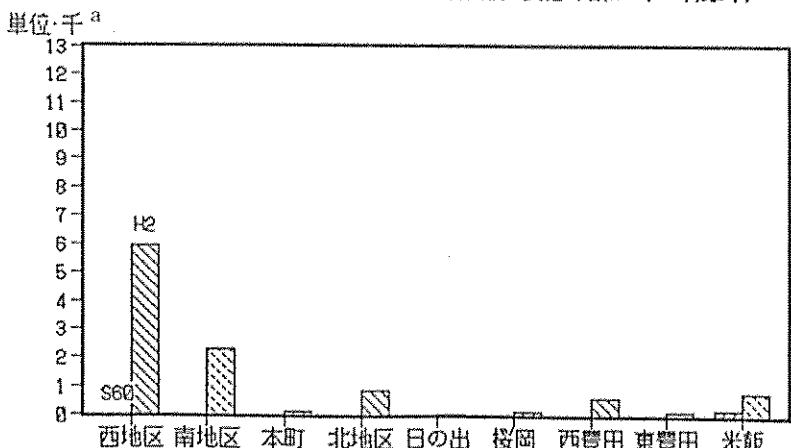


(資料) 農協資料による。

図II-6 牧草作付面積の変化 (昭和60年～平成2年)



図II-7 そば作付面積の変化 (昭和60年～平成2年)



1985(S60)年から1990(H2)年の変化を地区ごとに示している。

まず、平坦部の市街地よりの西・南・本町・北の各地区では、転作のほとんどを小麦が占めていたが、これが半分以下に急減した。これらの地区では、小麦の連作問題が顕著に現れ、小麦以外の他の作物への転換がはかられてきた。その中でも、粗放的な牧草とそばが急速に増大し、転作作物の粗放化が激しく進んだのである。

また、沢地帯の上流部の米飯の転作は、わずかにあった小麦がほとんど消滅し、もともと多かった牧草がさらに増加して、転作のほとんどが牧草となった。これまで転作率が低く水稻が中心となっていたため、転作物の多様化は進んでいない。

これらの地区と比べると、日の出から東豊田までの農業中核的な地区は、飼料作物は増大したが、小麦の減少はそれほど激しくなく、そばへの転換もほとんどない。また、転作作物の中でも野菜の作付が多い地区が比較的多くみられる。

つぎに、図II-8、9には、過去4年間の水稻の収量と一等米率の地区差を示している。反収は両端で低く、一等米率も、1988(S63)年では平坦部では収量・品質ともに劣悪で、沢地帯よりの桜岡・西東豊田などの地区で高反収・高品質であることがわかる。ただし、最も上流部の米飯は水稻の作付率が最も高いにもかかわらず、逆に収量・等級は最低のランクになっている。

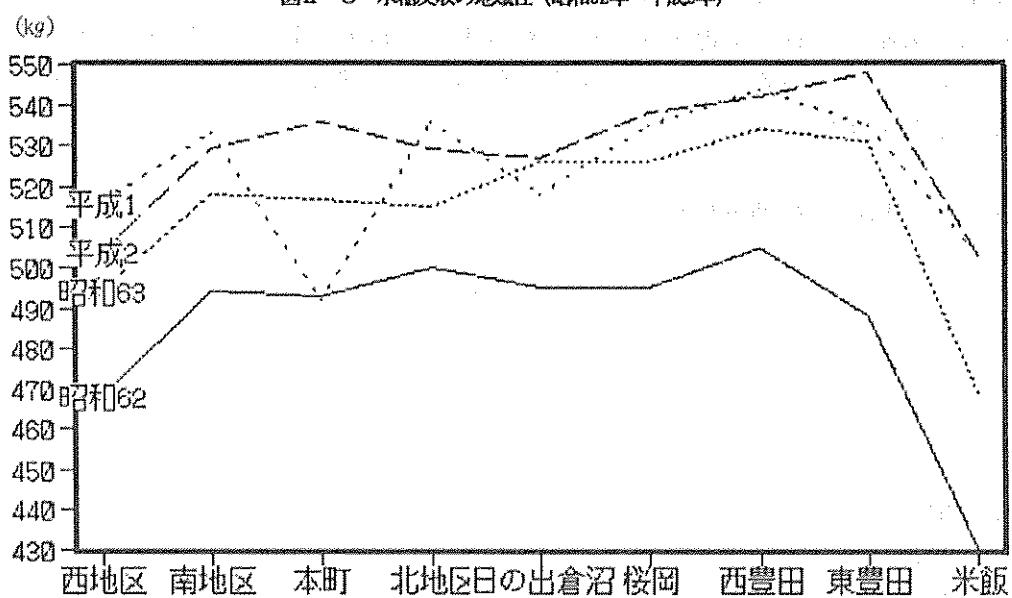
(2) 平坦部と沢地帯での担い手の空洞化

このような市街地よりの平坦部と沢地帯上流部の転作の粗放化は、それぞれの地域での担い手のあり方と密接に関連する。

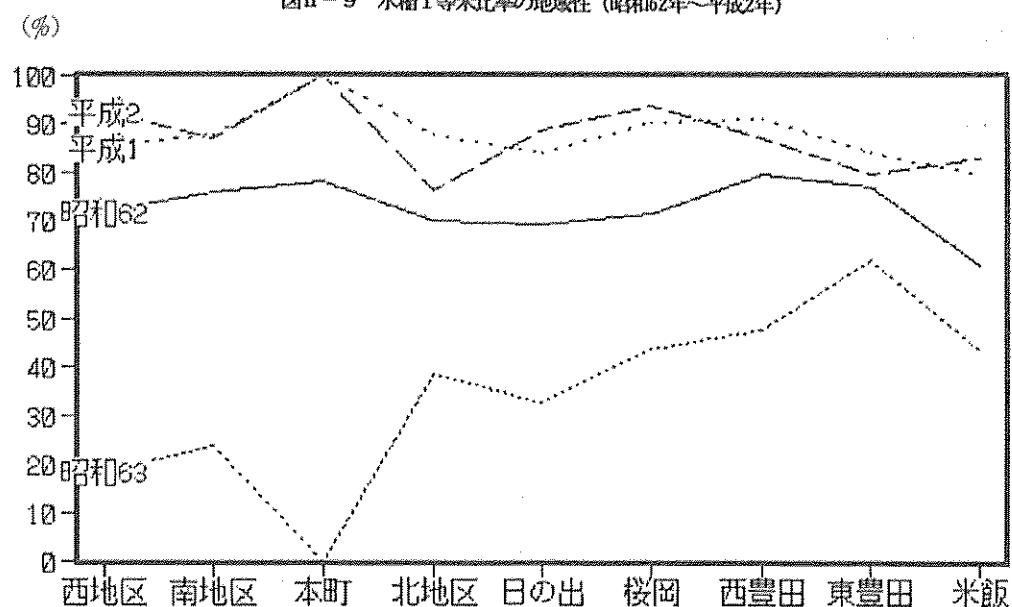
図II-10には、アンケートをもとに、地区ごとに休農者の戸数と構成比率、さらに営農者を後継者の有無別に分けて農業の担い手の存在状況を示している。まず、西・南地区・本町では休農者が30~70%を占め、他地域を大きく引き離している。また、米飯地区は休農者は少ないが、かわりに後継不在農家が50%程度を占めている。つまり市街地よりの平坦部と、沢地帯上流部での担い手の空洞化が進んでいる。

平坦部の担い手の空洞化は、他地区の受託組織が入り作する形で、休農者の転作を請け負うことによって補完されている。表II-1には、地区別の転作面積と受託面積を1985(S60)年と1990(H2)年について示しているが、西・南・本町では、転作面積の50%以上が委託されている。また、地域別の受託面積の変化では、平坦部では増加している地区もあり、全体として平坦部で受託組織が重要な役割を担っている。これに対して、地形条件の不利な沢地帯上流の米飯では、受託面積が近年減少しており、担い手の空洞化を支えるシステムが弱体化している。このため、農家戸数が減少し、農事組合戸数も減少している。

図II-8 水稻反収の地域性（昭和62年～平成2年）



図II-9 水稻1等米比率の地域性（昭和62年～平成2年）



図II-11は、農事組合の戸数規模別の地域差をしたものである。都市化が進んでいる本町で、全ての農事組合が15戸未満と最も小規模の農事組合で構成されているが、これを除くと10戸未満の農事組合の構成比が最も高いのは米飯で、15戸未満の構成比率でも米飯が最も高くなっている。

3) 東旭川農業の地域的構造

以上のように東旭川管内は地形的にも平坦部と沢地帯からなり、平坦部では都市化が進み、沢地帯では過疎化が進むという両極的な農業展開をたどっている。したがって、地域ごとの構造問題、ひいては今後の発展方向も異なってこざるを得ない。そこで、あらかじめ、地域区分を示すと以下の通りである。

I型地域－西地区・南地区・本町・北地区

旭川市街に連なる平場に位置し、宅地化が進んでいる地域で、兼業化による担い手の空洞化が最も進んだ地域である。所有面積は小規模のまま推移し、農家戸数は減少していないが、兼業化が進んだため、農地を委託し休農という形で農業とは離れ、農業に関する共同の取り組みはほとんど行われていない。水稻の収量は低く、土地利用の中心は転作となっており、かつては小麦が主流であったため連作問題が最も顕在化している地域である。このため、小麦から他の作物への転換が一定程度進み始めているが、その主流は飼料・そばであり、粗放化が最も激しい地域である。

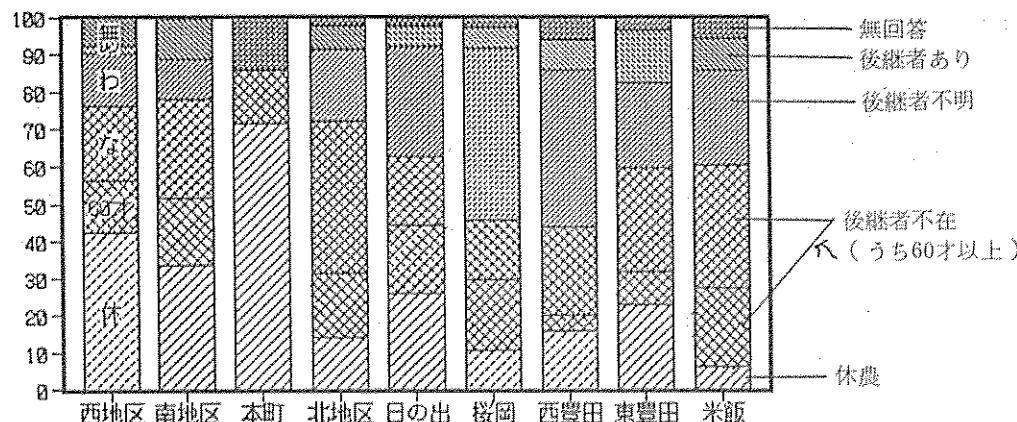
II型地域－日の出・桜岡・西豊田・東豊田地区

若手の担い手が最も確保できている地域であり、面積規模も大きく、水稻の収量も等級も高く、土地利用は水田率が中心で、転作物の中では野菜の比率が高い。若手の存在と稲作を中心とした基盤をもとに、共同の取り組みは多く、I地域の転作の存続も、この地域の受託者によって行われている。

III型地域－米飯地区

沢地帯の上流部に位置し、若手もI地域よりは存続しているが、過疎化が進んだ地域であり、高齢で営農を続ける農家がかなり残存している。これらの農家のリタイヤにより、ますます過疎化が心配される地域である。水稻作付率が高いという点では、II型の延長といえるが、水稻の収量、等級ともに低く、II型とは異質である。

図 II-10 後継者有無別の農家構成
(%)

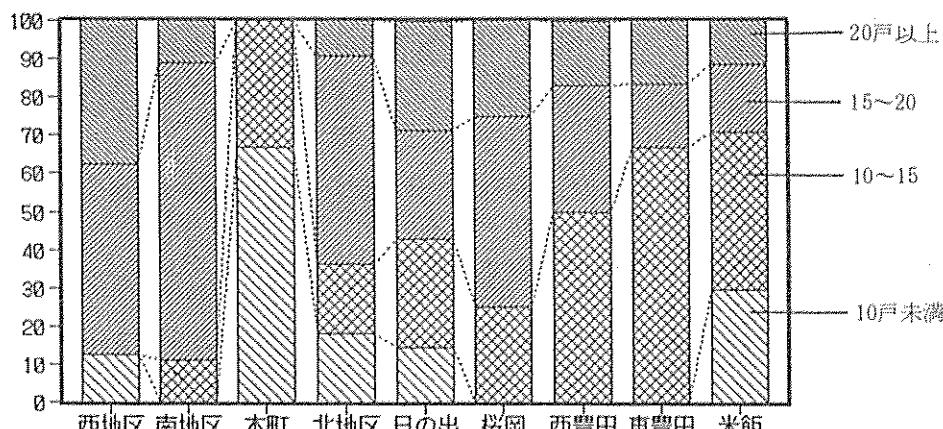


表II-1 転作面積に対する受託の比率

	転作面積		受託面積		受託面積／転作面積		(単位: a, %)
	S60	H2	S60	H2	S60	H2	
合計	94213	106504	44587	39995	47.3	37.6	
西地区	18338	17921	11225	11659	61.2	65.1	
南地区	15927	17496	9269	9154	58.2	52.3	
本町	2230	1435	1474	1260	66.1	87.8	
北地区	12312	13153	5445	4504	44.2	34.2	
日の出	9514	11909	6638	5334	69.8	44.8	
桜岡	5099	7406	2284	2732	44.8	36.9	
西豊田	9141	11213	4144	3336	45.3	29.8	
東豊田	6489	8367	1357	446	20.9	5.3	
米飯	13548	15862	2751	1570	20.3	9.9	

(資料) 農協資料による。

図 II-11 農事組合規模の地域性
(%)



(資料) 農協資料による。

これらの地域間には、相互依存的な関係があり、Ⅲ型地域の転作率の低さは、I型地域の転作率の高さによって支えられており、I型地域の転作はⅡ型地域の扱い手による受託によって支えられている。つまり、仮にⅡ型の扱い手が確保できなくなればI型の転作は維持できなくなり、I型の転作が維持できなくなり仮に稻作への転換が行われると、Ⅲ型の稻作も崩れるという規定関係になっている。

以下では、3つの大きな地域区分ごとに、それぞれに特徴的な課題を明らかにしていく。まず、平坦部のI型に代表的に現れている土地利用の粗放化の要因と転作の扱い手である受託組織の存続のためのその課題を検討し、つぎに、Ⅱ型での扱い手と深く関わる生産組合のあり方についての課題を検討し、最後にⅢ型での高齢農家の将来意向とりタイヤに向けての課題を検討する。

2. 土地利用の粗放化と転作受委託問題（I型）

1) 転作物の粗放化と受託組織の関係

先に見たように、I型地域では1985(S60)年以降、転作物の粗放化が進展した。この粗放化は、小麦の連作による収益性の低下に1989(H1)年の小麦の播種時期が天候不順であったことが重なったことによっている。しかし、事態はそう単純ではなく、この地域での転作の扱い手の性格に強く規定されていると考えられる。

1985(S60)年までの小麦の増大のほとんどは受託組織によるものであったが、それ以降の粗放化についても受託組織の果たした役割は大きい。

地域全体の小麦の減少面積は220haであるが、このうち受託組織の減少分は187haで84.7%を占める。牧草の増加は地域全体で90haであり、このうち受託組織の増加分は52haで、全体の58.1%を占める。そばの増大は地域全体で93ha、このうち受託組織分は71haで、全体の76%を占めている。I地域では、かつては捨て作り転作から小麦への転換の扱い手として受託組織が期待されてきたが、この受託組織自体の作付が粗放化したことが、この間の粗放化の大きな要因となっている。

ここでは、受託組織の作付内容の粗放化の要因と、小麦連作を回避するための受託組織の対応の実態について検討し、こうした努力を伸ばしていくための条件を考察していこう。

表II-2 受託組織の概要

設立年次	構成農家数	被ハレータ	受託者	作物										委託者戸数	受託者所在地	面積変化(S60~H2)						
				小麥			飼料			畜産						I			II			
				面積	面積	面積	麥	料	ば	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ		
A	1	89	…	285	…	-	100.0	-	-	100.0	…	…	…	2	2	III	-	159	126	-	159	126
	2	89	1 40前半	1980	1980	-	65.1	28.0	7.0	93.0	馬10、肉牛5	…	17	13	III	333	242	1404	333	242	1404	
	3	77	4 50後半	7328	1832	12.9	-	73.4	13.7	73.4	-	4	57	9	III	7190	138	-	709	138	-	
	4	80	1 40後半	4498	4498	30.5	29.1	37.8	2.6	66.9	馬2、肉牛11	5	33	8	II	4457	-	40	-1441	-	-25	
	5	86	1 50後半	1956	1956	33.7	66.3	-	-	66.3	-	6~11	13	7	II	1412	545	-	1412	545	-	
	6	81	2 30後半	932	1863	20.1	61.7	-	18.2	61.7	-	3.5~9	16	7	II	1862	-	-	-692	-227	-	
	7	…	1 50前半	498	498	41.0	-	51.4	7.6	51.4	-	…	3	11	II	498	-	-	498	-	-	
B	8	80	1 50前半	5016	5016	52.7	47.3	-	-	47.3	馬11	(全部1等)	36	7	II	3047	1959	-	-1281	1327	-34	
	9	80	4 40前半	1030	258	30.9	31.7	13.9	23.5	45.6	馬1頭	4.5	7	5	II	88	942	-	-295	-1963	-1639	
	10	83	2 50後半	3205	1602	40.5	0.0	43.0	16.4	43.0	-	4	27	10	II	2131	1073	-	-1316	413	-286	
	11	40	5 40後半	4855	961	64.7	35.3	-	-	35.3	鶏	…	26	7	II	810	3936	-	18	176	-	
	12	83	3 30前半	726	242	66.9	33.1	-	-	33.1	鶏1	4.5~7.5	8	6	II	631	95	-	631	95	-283	
	13	81	1 40前半	2318	2318	54.3	18.5	-	27.2	18.5	-	…	18	7	II	2318	-	-	520	-	-	
	14	…	1 …	582	582	35.7	11.7	-	52.7	11.7	-	…	5	2	II	583	-	-	175	-	-	
C	15	…	1 …	780	780	91.8	8.2	-	-	8.2	-	…	5	3	II	247	533	-	9	-420	-	
	16	83	1 40前半	202	202	100.0	-	-	-	-	…	…	1	1	II	-	202	-	-	-609	-444	
	17	…	1 50後半	506	506	100.0	-	-	-	-	…	3.5	3	1	II	-	506	-	-	-236	-	
	18	89	1 30後半	2105	2105	65.3	-	-	34.7	-	5~6	15	8	II	1450	655	-	1450	655	-		
	19	72	1 50後半	313	313	86.9	-	-	13.1	-	…	4	3	II	103	210	-	103	-2077	-		

(資料)聞き取り調査、および農協資料による。

2) 粗放化した受託組織の特徴

農協の受託連絡協議会には19の受託組織が加盟しているが、このうち16の受託組織に聞き取り調査を行うことができた。表II-2には19の受託組織について、労働力と土地利用と受託農地に関する数値を示した。

このうち3割程度の組織でオペレータの平均年齢が50才代後半であり、かなり高齢化が進んでいることが示されている。

この表では、受託組織を飼料作物とそばの作付面積比率の高い方から順に並べてある。飼料・そばの作付比率50%以上をAグループ、10~50%をBグループ、これ以下をCグループとすると、Cグループはほとんどが5ha未満で小規模であるのに対し、A・Bグループは10ha以上がほとんどとなっている。また、Cグループは1組織を除いて全てが受託面積を縮小させている。

規模がほぼ同程度で土地利用に差異のあるAグループとBグループを比較すると、まずオペレーター1人当たりの作業面積がBグループは10ha前後であるのに対して、Aグループはほとんどが20ha程度と、粗放化している受託組織の方が労働力に対してより大規模の面積を受託していることが指摘できる。また、委託者の戸数は、Bグループでは半数が10戸以下であるのに対し、Aグループはほとんどが13戸以上と多くなっている。委託者の所属する農事組合数についても、Bグループは7戸以下がほとんどであるが、Aグループはほとんどが7戸以上であり、受託地は分散する傾向にある。

このように、転作の粗放化は受託面積の大規模化、受託地の分散などによる作業効率の低下が背景にあると考えられる。しかし、オペレータの年齢との相関はなく、若手組織でも粗放化が進行している組織もあれば、その逆も存在する。また、飼料作物が牛馬の飼料となっている組織もあり、粗放化を単純に作業効率の低下と決めつけるわけにはいかない。小麦の連作を回避するために多様な取り組みを行っている組織も存在するのである。そこで、以下ではいくつかの事例を検討し、受託組織の小麦連作への対応のパターンを検討しよう。

3) 牧草導入による輪作の定着化

連作対応の第1のパターンは、小麦以外の作物を導入して輪作体系を整えようとする試みである。表II-3には、こうした対応を行っている組織の土地利用の状況を示している。2年間の作付パターンを圃場ごとに、1988年から89年(S63~H1)、さらに1989年から90年(H1/2)について示してある。この表からは、例えば小麦→小麦や牧草→牧草という連作や、小麦→牧草という粗放

表II-3 受託組織による輪作の試み

(単位:戸)

組織番号	4		6		8		12		13	
	昭和63 ↓ 平成1	平成1 ↓ 平成2								
小麥→小麥	19	9	1	3	20	22	5	5	6	8
小麥→豆類	3	1	1	1	-	-	2	1	4	3
小麥→牧草	5	8	1	1	-	-	-	-	-	2
小麥→そば	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
豆類→小麥	6	-	1	-	-	-	-	-	1	3
豆類→豆類	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
豆類→牧草	1	1	3	1	-	-	-	-	-	2
豆類→そば	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
牧草→小麥	6	1	2	3	-	3	1	1	3	-
牧草→豆類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
牧草→牧草	2	3	2	2	2	7	-	-	1	2
牧草→そば	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
そば→小麥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そば→豆類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そば→牧草	-	-	3	4	-	-	-	-	-	-
そば→そば	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
新規→小麥	2	-	-	-	-	3	4	-	-	1
新規→豆類	1	-	-	-	-	4	-	-	1	1
新規→牧草	4	-	-	3	-	-	-	-	1	-
新規→そば	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
小麥→中止	-	4	1	-	-	-	1	-	-	1
豆類→中止	-	1	7	-	-	-	-	-	-	3
牧草→中止	-	5	3	5	-	-	-	-	1	-
そば→中止	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
不明	3	3	2	-	-	-	-	-	5	1

注) 委託者ごとに作物の変化の仕方により分けた。

化の動きも見られるが、牧草→小麦や牧草→豆など、連作や粗放化とは異なる動きも見られる。こうした輪作的対応とその条件をいくつかの事例から検討しよう。

(1) 畜産的利用

No. 8 の受託組織のオペレータは現在54才の I 氏の個別請負であるが、かつては2戸の共同作業であり、小麦のみ50haを作付していた組織である。1987(S62)年には個別化して面積も34haへと縮小したが、その後面積を拡大して以前の50haに戻っている。しかし、作付内容は大きく変わり、かつてのほぼ1戸分の26haに小麦を作付けし、残りの24haには牧草を作付けし、トラクター導入以前から飼養してきた農耕馬を11頭に増頭して採草地や放牧地として利用している。

労働力は主に夫婦2人であるが、小麦の耕起から播種にかけての作業は近所の若手農家に耕起作業を委託し、I氏が播種作業を行うという連続作業によって効率化をはかっている。

牧草は個別化した後の新規受託地に集中しているが、これは高齢農家が営農が不可能になって委託してきた土地であり、すでに小麦を30ha以上も作付けていたため、採草地や放牧地として利用しているものである。したがって、牧草は家畜の飼料用であるが、輪作としての意味も小さくない。土地利用は小麦→小麦と牧草→牧草の連作が主体であるが、1989(H1)年から90(H2)年にかけて牧草→小麦となった圃場は3ヶ所あり、その面積は3.7haと小麦作付面積の6分の1を占めている。小麦連作では平均で反当5.5俵であった収量が、牧草収穫後的小麦は8俵の水準となっている。もちろん、こうした収量増の背景には営農努力があり、天候によっては徹夜で播種をするなどの努力を行っている。この結果1990(H2)年度には全量1等の実績を生み出している。このように、この農家の転作対応は、粗放的な作物を拡大して転作面積を処理し、輪作化をはかることによって、小麦の収量と品質を維持するという方法をとっている。しかし、家畜を飼養することによって、これらの受託地の地力維持が進んでいるとは限らない。馬の堆肥はすべて水稻へ投入しており、転作地への堆肥の還元は放牧地のみである。また、この農家も後継者は他出しており、受託面積を拡大する意欲はない。

以上のような家畜を導入した輪作化は、この組織だけではなく、表にかけたNo.4の受託組織においても行われている。この組織は、もともと丘陵部に畑作地を所有し、肉牛を飼養していた農家がオペレータである。この2例からもわかるように、畜産と結び付けた牧草→小麦の輪作は、もともと家畜飼養を行っており、畜舎や飼料収穫機などの追加的な投資を必要としない農家で行われている。また、家畜の生産する糞尿は、耕地が分散しているため、容易に受託地へは還元されることにはならず、飼料作物から小麦などの畑作物への転換もまだ限られた面積でしか行われていないのが実状である。

(2) 休閑的利用

飼料作物の生産は、家畜を飼養しない受託組織によっても行われている。この場合は、飼料の収穫を外部に委託するか、純粋な休閑地として利用している。

No.6の受託組織では、オペレータは2名であるが、実際には2戸が独立して受託を行っている。このうち、K氏は39才の若手であり12haを受持っているが、この受託組織の土地利用を先の表II-2でみると、1988年から89年(S63~H1)にかけての作付パターンでも、89年から90年(H1~2)にかけての作付パターンでも、ともに連作圃場はほとんどなく、逆に牧草→小麦への転換などが多くな

っている。この経営では、秋小麦－小豆－牧草－秋小麦という輪作を4年前から試みている。その効果は本人も正確に把握してはいないが、もし連作を続ければ小麦の収量は3.5俵程度のところだが、5～6俵は取れているとのことである。

また、No. 1 2 の受託組織は、オペレーターが30才代の3名で構成されているが、ここでも牧草→小麦の転換が図られ、平均で4.5俵程度、牧草後は7.5俵程度の収量となっている。同様に、連作がほとんどないNo. 1 3 の受託組織もオペレーターは40才台前半であり、No. 1 8 の受託組織もオペレータは42才と若く、ビート小麦－小豆の輪作が試みられている。

こうした受託組織の特徴は、すべて40才台前半以下の比較的若い年齢層のオペレーターで構成されていること、さらに、表II-1に見られるように、受託地のほとんどがI型の地域内にまとまっており、分散が少ないことが背景にある。

このように牧草を利用した輪作体系の確立への模索は、若手の受託者が始めたここ3～4年間の新しい動きであり、かなり期待ができる動きと見ることができる。しかし、輪作ではかなりの年数の作付を繰り返すことによって効果が現れてくるため現在の契約では不安定であり、No. 1 3 の受託組織のように今後は貸借に切り替えたいと考える組織も存在している。

4) 受託面積縮小の組織の実態

以上のように、受託地を輪作する形で維持している組織がある一方で、他方では受託面積を縮小している組織もあることは事実である。これらの場合も2つのパターンがある。

(1) 貸借による個別化

No. 9 の受託組織では、50haの受託地を10haへと縮小している。オペレータは3名で39才～46才と年齢も若いが、個々の経営面積が借地を含めて7～10haに拡大し、水稻の作付可能な借地に魅力を感じ、借地を中心とした経営へと転換をはかっているのである。この組織はもともと受託地の中心がII・III型地域にあり、地形条件の劣った農地が中心であることによって、牧草導入による輪作の方向は難しかった。今後は借地を含めた個別化を志向している。こうした受託組織の転換方向は、オペレータが43才で経営耕地も11haであるNo. 1 6 の受託組織についても同様であり、この場合も借地による水稻作での個別展開が志向されている。

これらは、現在のところいずれも、地形的に不利なII・III型地域の受託地を主体にしてきた組織でありI型地域への影響はほとんどなかった。しかし、先のI型地区の受託地を中心としたNo. 1 3 の受託組織においても同様の動きがあることは、

今後の受委託の安定的な展開のネックとなっている。

(2) 高齢粗放化と縮小

No. 3、10の受託組織は、いずれも1989(H1)年までは、小麦と豆類の作付をおこない、粗放化がみられなかった組織であるが、1989(H1)年の小麦播種時の天候不順のために小麦を作付できず、そばの作付を行っている。

No. 10の受託組織は、オペレータが58才と60才の2名で32haを受託しており、1990(H2)年は受託地の43%がそばとなっている。4～5年前の不作で赤字となり、その負債の返済のため受託を継続している組織である。また、委託農家の奨励金確保という意図も存在している。輪作に関しては、効果が上がるまで数年かかるために実施する意向はない。

また、No. 3の受託組織はオペレータは4名であるが、50才台であり、1名当たり18haの受託を行っている。1988(S63)年以降、連作によって収益性が低下したため、受託地の返却等により10haの減少をみせている。現在の規模はオペレータにとって重荷となっており、今後も減少を志向している。このように、大規模な受託組織がオペレータの高齢化によって縮小するケースもみられる。

5) 受託組織による転作輪作の確立に向けて

以上、いくつかのケースを分析してきたが、受託組織の消極面としては、オペレータの高齢化と受託組織の大規模化、受託地の分散を背景に、転作の粗放化が進行してきている。この問題の解決のためには、高齢化した受託者がスムーズに新しい担い手に交代できる体制を作ることが、急務となっている。新しい担い手の発掘と、現役者がリタイヤ可能となる条件を整備することは緊急の課題であろう。

他方、受託組織の積極面としては、小麦連作的な土地利用から牧草や小豆を含めた輪作への試みが始まられており、その成果も上がりつつあることがあげられる。こうした取り組みを広げるためには以下のような課題があるといえよう。その第1は、輪作の効果をより明確にして広めることである。稲作単作的な発想から、畑作地帯の輪作複合農業への発想への転換が必要となろう。第2には、輪作を行う上で排水条件の整備されていない農地の改良の必要である。第3には、これまでの受委託制度の検討が必要である。受託から賃貸借への転換が、受託組織の若手の中ではかられており、受託の不安定性や収益性などが克服される必要がある。この点については、受託の契約内容や斡旋の仕方などの検討が必要であるが、このことについてはのちに指摘する。

3. 生産組織の現状と営農振興（Ⅱ型）

1972（S47）年4月に制定された旭川市農業振興条例に加え、農協独自の助成措置が1974（S49）年からとられたことを契機として、東旭川では生産組合が全管内を網羅する形で設立された（表II-4）。1978年（S53）までに33組合が設立されて、組織の設立は一段落する。その後に1組合が新設された他、いくつかの組織が育苗部門などを新設したが、現在まで存続している組織は11組合のみである。1978（S53）年以前に設立した組織のうち24組織が解散しており、長期に存続しているのは9組織のみである。担い手の空洞化が進行している中で、共同化による農業振興は大いに期待されるが、これまでの生産組合の解体の要因、存続の条件を描き出し、今後の教訓とすることが新たな生産組織化の課題にとって重要である。また、存続している生産組合の多くは、若手が比較的多数存在しているⅡ型の地域に属している。生産組合の存続と若手の営農意欲とがいかなる関係にあるかという点は、今後の東旭川の担い手の確保、さらには土地利用の高度化の課題にとって重要なポイントとなる。生産組合のメンバー等の聞き取り調査から、以上の検討を進めよう。

1) 生産組合の動向

表II-5にみられるように、設立が一段落した時点で生産組合の稲作作業共同のあり方は多様であった。水稻の田植など春作業についてのみの組織もあれば、コンバイン・乾燥作業など秋作業まで一貫して、共同作業を行っていた組織もあった。

解散した24組織の共同作業の形態は、判明した生産組合では、春作業から秋作業まで一貫して共同作業を行っていた組織は4組織のみであり、その他は8組織が防除のみか耕起と防除作業のみ、8組織が田植のみ、1組織は秋作業のみという稲作の部分共同が支配的であった。これに対し、1978（S53）年以前から存続している9組織のうち7組織は耕起・田植・収穫・乾燥を一貫して共同化した組織であり、秋作業のないものは2組織のみであった。

このように、生産組合の解散と継続とを分けたものは、設立当時の作業と施設の共同化の進度であった。

組織の設立が一段落した1978年（S53）以降は、第1期水田利用再編が開始され、転作強化が進み、兼業化の一層の拍車がかけられた時期であった。さらに転作についても、野菜が増大し、小麦が増加するなど作付作物の多様化が進展した時期であった。生産組合の構成員の性格も多様化したため、組織内の出役の調

表II-4 生産組合の設立状況と変化

生産組合名	地区名	設立時の状況				1990年			1991年			
		設立年次	戸数(戸)	面積(ha)	1戸当たり面積(a)	戸数	設立時に対する比率(%)	面積(ha)	設立時に対する比率(%)	戸数(戸)		
現存する生産組合	日の出区	II I I I III II II II II III II II	1966 1971 1973 1974 1974 1974 1975 1975 1976 1988 1990 1990	50 14 15 13 4055 11 10 10 19 - - -	13500 3647 4165 3525 253 335 327 293 284	270 261 278 271 - - - 294 -	29 5 6 - 8 8 8 4 11 10 7 8	58.0 35.7 40.0 - 50.0 72.7 80.0 40.0 57.9	4185 1338 983 - 2634 2613 2369 782 3117 3812 ... 2713	31.0 36.7 23.6 - 65.0 71.0 72.6 26.6 57.7	24 3 6 - 6 4 8 4 11 8 4 5	48.0 21.4 40.0 - 37.5 36.4 80.0 40.0 57.9
	西地区	I	1971	-	-	-	-	-	-	-	-	
	南2の2	I	1973	-	-	-	-	-	-	-	-	
	南3の2	I	1974	-	-	-	-	-	-	-	-	
	米原7	III	1974	16	4055	253	8	50.0	2634	65.0	6	
	豊田10	II	1974	11	3680	335	8	72.7	2613	71.0	4	
	桜	II	1974	10	3265	327	8	80.0	2369	72.6	8	
	桜岡	II	1975	10	2939	294	4	40.0	782	26.6	4	
	東桜岡	II	1975	12	2156	180	10	83.3	3864	179.2	10	
	瑞穂6	III	1976	19	5400	284	11	57.9	3117	57.7	11	
	みどり農場	III	1988	-	-	-	10	...	3812	...	8	
	豊田育苗	II	1990	-	-	-	7	4	
	日の出育苗	II	1990	-	-	-	8	...	2713	...	5	
解散した生産組合	南地区	I	1972	17	4012	236	-	-	-	-	-	
	南6の1	I	1972	4	1000	250	-	-	-	-	-	
	豊田1	II	1973	21	8362	398	-	-	-	-	-	
	倉沼	II	1973	25	6883	275	-	-	-	-	-	
	南6	I	1973	16	4099	256	-	-	-	-	-	
	大通1	I	1973	4	1069	267	-	-	-	-	-	
	豊田7	II	1973	12	2556	213	-	-	-	-	-	
	東豊	II	1973	7	2393	342	-	-	-	-	-	
	豊田6	II	1973	14	5112	365	-	-	-	-	-	
	下南部	I	1973	14	4527	323	-	-	-	-	-	
	上南部	I	1973	25	9900	396	-	-	-	-	-	
	西豊田	II	1973	6	2105	351	-	-	-	-	-	
	豊田8	II	1974	8	2620	328	-	-	-	-	-	
	米原9	III	1974	15	3700	247	-	-	-	-	-	
	北7	I	1974	18	4956	275	-	-	-	-	-	
	米原第1	III	1974	22	6450	293	-	-	-	-	-	
	南5	I	1974	18	4223	235	-	-	-	-	-	
	米原12	III	1974	18	3864	215	-	-	-	-	-	
	豊友	II	1975	5	1350	270	-	-	-	-	-	
	南1みのり	I	1976	5	1317	263	-	-	-	-	-	
	豊田9	II	1976	16	3517	220	-	-	-	-	-	
	南7	I	1978	10	2008	201	-	-	-	-	-	
	北3	I	1978	4	666	167	-	-	-	-	-	
	南2育苗	I	1985	-	5	...	810	
	川向	

注) 設立時は『東旭川農協30年史』、北海道開発調整部経済調査室『北海道経済調査』102頁を参照した。
 1990年、1991年は農協資料並びに聞き取りによる。

整は困難となる。また、転作強化による水稻作の縮小は施設・機械の稼動効率を低下させる。この結果、稲作を基盤にして設立させた生産組合の運営に対しては、マイナスの要素が大きかったことが十分予想できる。その中で、大きな施設を装備していない組織では、資金の回収が大きな意味を持たず、個別化あるいは離農へと容易に経営転換が可能であったことが、組織の解散へと向かわせたといえよう。

このように、設立当初の作業体系、機械・施設設備の差が、組織の継続を規定したとしても、現時点まで継続してきた組織が、設立当時の状況をそのまま維持しているわけではない。それらの組織は現在までに設立後10年以上を経過し、施設・機械の更新や構成員の多様化などの様々なハードルを乗り越えながら組織を

表II-5 生産組合別作業状況

生産組合名	地区	1977年時点の共同作業体系	現在の共同作業体系
現存する生産組合	日の出	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納	耕起～～防除～刈取り～乾燥～格納
	西地区	耕起～田植～防除（77年南3-2と合併）	耕起～田植～防除
	南2の2	田植 格納	防除
	南3の2	耕起～田植～防除～	耕起～田植～防除 西地区と77年合併
	米原7	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納
	豊田10	耕起～田植～～刈取り～乾燥～格納	～乾燥～格納
	桜	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥	(播種～芽だしまで共同)
	桜岡	耕起～田植～刈取り～乾燥	耕起 乾燥
	東桜岡	田植～防除～刈取り～乾燥～格納	刈取り～乾燥～格納
	瑞穂6	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納
みどり農場	全作業共同化		全作業共同
	豊田育苗	育苗 田植 刈取り	...
解散した生産組合	南地区	田植～防除	
	南6の1	田植	
	豊田1	防除	
	倉沼	防除	
	南6	耕起～田植～防除～	～格納
	大通1	田植	
	豊田7	防除～	～格納
	東豊	耕起～田植～防除～	～格納
	豊田6	～格納	
	下南部	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納	
	上南部	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥	
	西豊田	耕起～田植～防除～刈取り～乾燥～格納	
	豊田8	耕起～～刈取り～乾燥	
	米原9	耕起～～防除	格納
	北7	耕起～田植～防除	格納
	米原第1	耕起 防除	格納
	南5	防除	
	米原12	耕起～～防除	格納
	豊友	耕起～田植～～刈取り～乾燥	
	南1みのり	田植	
	豊田9	耕起～防除	格納
	南7	...	
	北3	...	
	南2育苗	...	
	川向	...	

注) 1977年時点は表II-4と同じ。それ以後は聞き取りによる。

維持させている。こうした状況にあわせて組織の性格を変えつつ推移してきたことが予想される。このような組織の様々な対応の中から、生産組合の存続条件に関わる重要な鍵が見いだせるものと考えられる。

長期に継続した9組織で大きく変化した点は、まず第1に、4つの組織で田植作業・コンバイン作業がなくなり、一貫した共同作業から部分的な共同作業へと移行した点である。さらに第2に、構成農家戸数が1組織平均では18戸から13戸へと減少したことである。

このような生産組合の変化は、それぞれの組織が構成員の性格変化や経営の環境変化にあわせて対応してきた結果と考えられるが、以下では、生産組合の作業体系の変化によって存続してきた組織を区分し、典型的な事例をもとにそれぞれ

の対応の要因やメリット・デメリットを明らかにしていこう。

2) 部分作業共同への転換

(1) S 生産組合

S 生産組合は、1974（S49）年に10戸で田植作業と乾燥施設を共同化し、その後ライスセンター・コンバインなどを導入して、防除作業を除く一貫作業体系をとった。しかし、現在では全員の出役は春作業では播種から芽出しまで、秋作業では脱穀・調整などに限定されている。現在の構成員は8名で年齢は50才台が2名、60才台が4名、70才台が2名で、平均年齢が64才とかなり高齢化が進んでいる。しかし設立当初のメンバーの80%が継続しており、最も脱落した農家が少ない組織である。転作が強化された1970年代後半に個別経営で集約作物を導入し、現在では構成員全員がピーマン、しとう、ターサイなどの野菜や花卉を導入している。構成員の水稻作付面積は2ha前後が多く、当初から経営規模が小さかったこと、さらに1960（S40）年代後半からしとうを導入していた農家がいたことを背景に、野菜への取り組みがなされた。この集約部門の導入によって、全構成員が農業専業の農家組織となっている。

しかし、経営の複合化や高齢化という構成員の性格変化は、生産組合の作業体系を大きく変化させてきた。1985（S60）年には、それまで当番制で行っていた育苗管理の作業体制が崩れ、個人作業へと移行する。さらに高齢者が多くなり女性が収穫作業で体を痛めて作業に支障が生じてきた。1988年（S63年）にはコンバインの更新に際して、オペレーターの確保が困難になり、最も若い54才の構成員に古いコンバインを売却し、その農家が専属オペレータとなり収穫作業を受託することになった。さらに1990年（H2）には、田植機を3つの班ごとの作業に再編成した。

このように、構成員の性格変化にともなって、作業の単位を再編成するというフレキシブルな対応が、この組織を人数を減らさずに維持してきたポイントとなっていると考えられる。

しかし、現在小麦の連作による収量低下によってライスセンターの稼動率が低下しており、利用料金を安く設定し機械類の減価償却をおこなっていないため、今後の機械の更新は不可能となっている。さらに、後継者は確保されておらず、構成員のいっそうの高齢化にともなって、縮小再生産へ向かうと考えられる。

(2) S O 生産組合

S O 生産組合は1975（S50）年に共同防除まで含めた一貫共同作業を行なう生産組合として10戸でスタートしたが、その後共同作業は春作業は耕起から播種

まで、秋作業は乾燥・調整のみとなり、田植と収穫作業は個別化してきた。構成員は1990（S2）年では4戸へと減少したが、その年齢は40才台が2名、50才台が2名であり、平均年齢が49才と、他の生産組合と比べて最も若手で構成される組織となっている。

1981（S56）年の第Ⅱ期水田利用再編開始ころから兼業化が進み、経営主だけでなく主婦層もパート就業へ向った。そのため、まず防除の共同作業が最初に中止となり、次いでコンバインは更新されずに収穫作業を他の農家に委託することになる。比較的大規模な農家が脱退して、1986（S61）年では5戸へ半減し、結局、通年兼業農家という同質的な4戸の農家のみが構成員となった。

このように、通年兼業者を主体とした生産組合ではあるが、機械は個別での投資を避け、共同作業を行うことが安定的な恒常的な兼業従事を可能としており、現在のような作業体系が最も経営的に安定しているという。

ここでも、構成員は減少してきたが兼業化という構成員の性格変化に対応して、共同可能な部分のみを残すことが、組織の維持のポイントになっている。そして、全構成員が個人で全く機械を所有していないため、今後も当分はこの形態で組織を維持する方向になっている。しかし、組合員の減少や小麦の生産量の低下のため、ここでもライスセンターの稼動率が低下し、大きな課題となっている。

3) 一貫作業共同の維持 - T10生産組合

T10生産組合は、1974年（S49）に防除を除く一貫した共同作業をスタートさせ、現在に至っている。1990年（H2）に、新たにT育苗生産組合を設立したが、これは田植機、コンバインの導入への補助を受けるためであり、作業の共同関係は変わっていない。構成員は当初11戸であり、1981年（S56）までは1戸のみの減少で維持してきたが、近年になって減少が進んだ。1990（H2）年には、2戸が高齢化（54才、67才）を理由として、また、作付面積が35aの小規模兼業農家が兼業に専門化したため、さらに1戸（59才）が全面休耕（牧草と玉葱）で脱退するなど、設立時の3分の1の4戸に激減した。

残った4戸はそれぞれ経営面積は最低で4.5ha、最高で12haと比較的大規模で、野菜や和牛などの複合部門を持つ農家であり、結局兼業化が進んだ農家が脱退し、専業的な農家が残ることになった。年齢も40才後半が1人、50才台が3人で平均54才と比較的若い経営主で構成されている（表Ⅱ-6）。

野菜は1980（S55）年に経営面積が7haと最も規模の大きい農家から導入されたが、つづいて当時3ha程度の小規模農家でも導入されるようになった。83年（S58）には農地3haを購入して規模を倍増させた農家に、さらに85年（S60）

には借地により4haに拡大した農家に相次いで導入された。これらが現在の構成員となっている。最後に野菜を開始した農家は1960

(S40)年代から既に兼業化していた農家であり、もともと大規模な、專業的な農家だけで野菜の生産が行われ、生産組合が維持されてきたわけではない。むしろ小規模でも共同によって機械の経費を節減し、集約部門を取り入れて專業化をはかる農家が構成員として残ったのである。

他方で、生産組合を近年脱退した農家は、1960年代後半から兼業にていた農家である。生産組合を脱退した理由は「兼業に出づらかった」「農作業が終了するまで外に出ないという契約があったため」などであり、兼業への傾斜のために脱退したことがわかる。

この生産組合の事例は、規模拡大し野菜を導入した農家が、生産組合の機能をうまくに活用してきた例と理解できる。現在は野菜の作付が拡大し、労力的に難しくなり、共通に作付されているピーマンなど蔬菜における作業共同も検討して

表II-6 T10生産組合の構成員概要

生産組合との関係	農家番号	家族人數(人)	農業従事者(人)	家庭員の兼業從事 (家族員期間、業種、開始年次) A:經營主、A':妻 B:父、B':母 C:後継者、C':妻 D:その他男、D':その他女	農地移動 (年、移動面積 () 内は賃借・受委託 + :拡大 - :縮小)	所有耕地面積(ha)		借入耕地面積(ha)		野菜作付面積(ha)		畜飼養作物數(頭)		畜飼養開始年	
						耕 地 (a)									
現組合員	T-12	4	4	A:農閑期、農 S55 B:M D'20:通年、明治S63	H1(+73), H2(-412) S56+129, S62(+73), H1(+74), H2(+69) S63(+286)	735	1219	485	-	16.1	320	2 555	牛17 馬2		
	T-13	6	4	A:農閑期、土 S55 C:通年、土建、市S61	D 20:通年、明治S63 C:通年	670	916	246	-	20.2	55	5 556	牛22, 馬1		
	T-14	3	2	-	-	287	587	300	-	38.3	7	2 558	ドサ2, 和牛1		
元組合員	T-16	4	3	A:農閑期、市 S40 B:農閑期、土 S45 A':時々 A:11ヶ月、達志S40 A':6ヶ月、野菜出SS5 C:通年、運送 S56	H2(+183) A:農閑期、土 S45 A':時々 A:11ヶ月、達志S40 A':6ヶ月、野菜出SS5 C:通年、運送 S56	274	457	183	-	14.8	47	2 560	-		
	T-15	6	2	-	-	460	460	-	-	11.8	-	-	-		
	T-17	5	2	-	-	321	321	-	-	14.0	-	-	-		
	T-18	6	3	1	-	235	207	-	-	14.2	4	1	-		

注)聞き取り調査による

いることであるが、水稻と異なり共同のメリットは出難いということである。

4) 作業受託組織への転化 - H生産組合

H生産組合は最も早い時期に設立され、町内で最も早く基盤整備を行った地区的農家を構成員とし、農事組合の範囲を超えて広域で設立された組織である。稲作の機械化を先進的に取り入れ、1950(S30)年代後半から大型防除機やコンバインなどを導入してきた。1975(S50)年には、育苗部を設立し、52年頃までに耕起から育苗・田植・防除・収穫・乾燥調整を一貫して共同作業とする組織となった。さらに、1980(S55)年には、転作の増加に併せて、員外の受託を含めた転作小麦の作業を受託するH麦作組合を別個に設立している。

設立された1956(S31)年には組合員は50戸であり、1990(H2)年では29戸と半減してきたとはいえ、生産組合の中では一貫してもっとも規模が大きくその構成員も他の組織とは異なり、多様な農家で構成されている。

現在は、水稻・転作物のすべてについて作業を行っているが、オペレータは4名に固定され、他の構成員は作業を委託し、実質的に経営にはタッチしない体制になっており、受託組織的な性格へと転化した組織である。この他に構成員外の受託も行っており、受託協議会にも加盟している。

機械化による共同作業体制の形成は、基盤整備時に農地の交換分合を積極的に行い、一戸当たりの団地数を3.6ヶ所から1.5ヶ所に減少させたことを前提としている。

作業の出役は当初からトラクター、コンバインなどの機械作業については6名の専属オペレーター体制とし、他の構成員は育苗や管理、防除など作業の一部を行なうという分業体制がしかれた。このため、両者の構成員は專業のオペレータ層と作業を委託する兼業農家層とに分化し、両者の利害調整は難しく、複雑である。組織の存続を重視すれば、固定資本の減価償却、オペレータ賃金の引き上げは重要なとなるが、こうした費用の負担は、結局作業を委託する他の農家の負担となっていく。

1983(S58)年から84(S59)年にかけて、グレンタンク式のコンバインを4台導入したが、そのための費用負担増を契機として20戸が組合から脱退した。また、1986(S61)年には機械購入費の積立金として構成員から一時的に1戸当たり8170円、10a当たり3358円を負担金として徴収し、借入金、管理費の赤字を解消することになった。この時点でも4戸が脱退することになった。そして、1990(H2)年には田植機などの補助金の受け入れのためH育苗生産組合を新設した。育苗部門は、組織内的一部の農家で作業を行っていたが、この時もそれまでの12

表II-7 H生産組合の特許登録要

注) ■き取り調査、およびH生産組合会議録より。現在の組員の委託地は省略した。

戸の構成員のうち6戸が、高齢化と費用負担の大きさを考慮して全面休耕し脱退した。さらにその後にも、オペレーター1戸をはじめ全面休耕3戸、高齢化で2戸など脱退が続き、結局生産組合全体の構成員は24戸となった。

表II-7には、調査対象農家を組合員と、元組合員、さらにこれらのうちのオペレータなどに分類して、それぞれの農家の概要を示している。表から、現在の構成員は、30代の若手から70代までと年齢的には多様であり、野菜を作っているものもいないものも含まれている。所有面積規模は最高3.5haで、完全に委託にしている2ha以下が3分の1程度を占めている。現組合員のうちオペレータ農家は40才前後と若手で、しかも野菜を作付いている農家である。

これに対して、これまで脱退した農家は、最小の1戸が2ha台である他は3ha以上であり、かなり大規模な農家が脱退したことがわかる。もちろん全面休耕農家も存在するが、6~8ha規模の野菜導入を行っている中核農家が含まれているのである。

組合の収支をみると、転作による稲作面積の低下を反映して、育苗・田植やコンバイン利用、乾燥調整が赤字であり、黒字の麦作部門から賃貸料などで補填して、全体のバランスをとる構造となっている。すなわち小麦の受託によって生産組合が維持、運営されて来たのである。近年、連作により小麦部門の収益状況が悪化しており、これが組織の維持の障害になっている。しかも、同じ委託者でも構成員外の場合は、農協の作業受委託の規程により管理料を支払えばよいが、構成員の場合はこの他に組織の機械・施設の利用料や負担金を支払う必要がある。そのかわり組合員へは事業の割戻し金が支払われることとなる。小麦転作が始まった当初は、小麦の収量も高く、員外も含めて大規模面積を受託し、小麦部門でかなりの収益を得ることができた。このため委託者農家も構成員となる経済的なメリットがあった。しかし、小麦連作で組織の収支状況が悪化し、機械の負担金などの構成員の負担部分が増大してきたために、メリットが縮小し、このことが委託者層の脱退の背景となつたと考えられる。

また、オペレーターが野菜導入によって脱退するケースも出ており(H-1)、従来の受託面積をこなすことが困難となり、1990(H3)年度の事業計画では、大きく作業面積を減少させている(表II-8)。員外利用のうち、連作障害が大きく、コストの見合わない土壤条件のところが、受託を中止することになっている。また、残ったオペレーター農家も、稲作の他に野菜を作付けており、平均年齢は40代前半と若いが、労力配分の上ではいまが限界であるという。

このように、H生産組合は稲作生産組合として出発しながら、転作対応として小麦の受託作業を大規模に取り入れることで、兼業農家を含む構成員の維持をはかってきた。このことによって兼業農家の離農に一定のはどめをかけてきたとい

表II-8 H生産組合の部門別作業実績の推移

	1983	1984	1985	1986	1988	1989	1990	1991 (計画)
トラクター (ha)								
水稻	56.2	66.4	52.7	53.0	43.5	43.5	40.8	37.0
員外	3.5	0.2	0.1	2.0	1.6	1.4	1.5	1.5
小麦	46.0	46.0	46.4	46.0	49.5	44.1	30.9	25.0
肥料散布 (袋)								
水稻	3572	3138	3315	2754	2752	2425	1768	1500
育苗田植 (ha)								
水稻	22.4	21.6	23.2	25.7	24.1	22.8
員外	2.2	-	-	-	-	-	-	-
共同防除 (ha)								
水稻	175.2	143.7	102.0	82.0	44.3	27.5
コンバイン (ha)								
水稻	52.3	40.0	41.9	44.7	42.2	42.4	34.8	33.0
員外	2.2	-	-	1.4	-	-	1.6	-
小麦	43.0	35.4	33.9	38.9	-	35.8	30.9	25.0
乾燥調整 (俵)								
水稻	2505	4639	2420	4520	4009	3930	3353	2970
員外	286	341	-	108	-	-	148	-
小麦	3669	2995	4050	2001	2557	2853	2489	1000
員外	783	812	1193	43	669	732	761	400

注) H生産組合総会議案書より作成

トラクター部門の水稻員外はha当たりの時間を実施時間を乗じて求めている。

うことができる。しかし、小麦の収益の悪化が、組合員内の受託農家の負担を増加させ、再編の危機にいたらしめているといえる。後に述べるように、この生産組織は転作収益の確保のために、ブロックローテーションによる田畠輪換の試みを行っているが、今後の土地利用の高度化のためにも、地域包含的な生産組織の存在はきわめて重要であるといえる。

5) 生産組合の意味と存続の課題

以上、見てきたように生産組合の維持は、安定的な兼業就業のためにも、野菜など集約部門の導入する農家にとっても、機械・投資の経費節減や省力化にとって大きな意義をもっている。しかし、等質的な構成員を維持してきた組織では高齢化や兼業化が進み担い手の再生産が行われず、異質的な組織では出役や料金などの調整などの困難性に直面している。また、施設の利用は水稻の作付制限と小麦の連作によって、稼動率が低下して維持が困難となっている。このような難点を克服し、メリットを生かすことが生産組合の運営に求められているが、以下でその課題を整理しておこう。

第1に、多くの生産組合は兼業農家のみ、あるいは専業農家のみという等質的な農家に分化してきたことである。かなり多様な構成員を確保してきたH生産組合でさえ、大規模層と全面委託農家が脱退する傾向にある。多様な構成員を持つ場合の、利害関係の調整をどのように行うかという問題である。

第2に、オペレータと生産組織との関係である。若手が多数存在しているはずのII型地域においても、生産組織に必ずしも若手が中心メンバーとして育っていない。若手は野菜へ傾斜して個別化するか、個別に規模拡大するか、受託組織として機械のオペレーターへと専門化するという形で、組織から脱退してきた。若手が生き生きと生産できる条件を確保することが必要であると共に、組織のオペレータとしての存続条件が検討されなければならない。

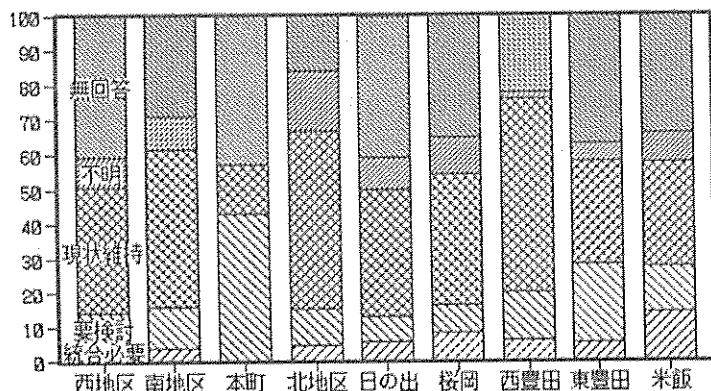
第3に、施設の効率的利用の課題である。現在の生産の範囲では施設の効率的利用を果たすことのできない組織においては、より広域的に既存施設の利用が検討されなければならない。とりわけ高齢化と兼業化が進んできた組織では、施設そのものが遊休化することも予想される。遊休施設と更新の必要な施設との利用調整などが、広域で考慮させることが必要であろう。

第4に、農協の役割である。農協では1991(H3)年度に集荷場と予冷庫をつくる予定になっているが、これまでどちらかというと農協ではそうした機械・施設投資を行ない、積極的に販売体制を整える姿勢に乏しかったと思われる。わずか10戸前後の農事組合単位で施設が導入されてきたが、そうした規模でまにあう施設もあれば、農協が一括して所有することで機能を発揮し、農家の営農を支援する場合もありえたようだ。現在、農協は金融的にはほぼ満足のゆく規模に達しており、今後はこうした経営基盤の強みを営農関係に向けることが求められている。

4. 沢地帯における高齢化と過疎化の進行（Ⅲ型地域）

図II-12は、農事組合の再編の必要性についてのアンケート集計結果であるが、集落を統合した方がいいという農家の比率は、Ⅲ型地域の米飯で最も高い。さきに、Ⅲ型地域では高齢化と過疎化が進んでいることを示したが、Ⅲ型地域の集落再編に関する意識は、この様な高齢化、過疎化の進行を反映したものと思われる。また、この地域では高齢農家が多く、これらの農家のリタイアにともなって過疎化はいっそう深刻化することが予想させる。ここでは、管内全体と対比した、Ⅲ型地域の高齢農家の将来の意向と、これまでの高齢化と過疎化の影響を検討し、Ⅲ型地域での担い手の将来像を考察したい。

図II-12 集落再編希望の地域性（アンケートによる）



1) 高齢農家の将来意向

表II-9には、當農者のうちアンケートで「後継者なし」と回答した農家を年齢別にわけ、さらにこのうち50才以上の高齢化過程にある農家を、I II IIIの地域別に集計している。

これによると、後継者不在農家は年齢が高いほど小規模で、農地の貸出や委託が多く、兼業從事者も少なく専業的な農家が多い。また、将来の意向については、60才以上では現状維持が47%と最も多く、ついで離農が37%となっている。現状維持の農家の経営改善策は、高齢であるほど「農外収入の拡大」や「農地の効率的利用」が少なく、「特にない」や「家計費の節約」などが多くなっており、リタイア後の生計の不安定さを物語っている。

表II-9 後継者なしの農家の性格

(単位: 戸、%)

	合 計	50 才 未 溝	50 ~ 60 才	60 才 以 上	50才以上のうち			
					I 地 域	II 地 域	III 地 域	
合 計	271 100.0	68 100.0	104 100.0	99 100.0	100 100.0	52 100.0	49 100.0	
所有面積 規模	無記入 300a未溝 300~750 750a以上	7.0 50.2 33.6 9.2	5.9 39.7 42.6 11.8	5.8 50.0 31.7 12.5	9.1 57.6 29.3 4.0	4.0 70.0 25.0 1.0	3.8 26.9 44.2 25.0	18.4 46.9 28.6 6.1
農地貸借 受託 委託	借入 受託 貸付 ※ 委託	11.1 1.1 2.2 4.8	14.7 - - 1.5	13.5 1.9 2.9 2.9	6.1 1.0 3.0 9.1	6.0 - 2.0 12.0	15.4 5.8 3.8 -	12.2 0.0 4.1 -
經營形態	稻作 畑作 稻・畑 畜産 不明	47.2 12.9 21.4 4.8 13.7	64.7 4.4 17.6 2.9 10.3	48.1 11.5 26.9 3.8 9.6	34.3 20.2 18.2 7.1 20.2	42.0 27.0 21.0 3.0 7.0	36.5 3.8 28.8 7.7 23.1	44.9 6.1 18.4 8.2 22.4
經營主 就業状態	農業從事者 うち基幹的 兼業從事者 ※ うち恒常的 うち臨時的	69.4 28.8 28.0 12.9 20.7	64.7 32.4 44.1 20.6 27.9	71.2 26.0 26.9 15.4 21.2	70.7 29.3 18.2 5.1 15.2	70.0 30.0 17.0 12.0 18.0	69.2 28.8 25.0 9.6 19.2	75.5 22.4 30.6 6.1 16.3
5年後の 經營面積 の意向	無記入 拡大 現状維持 縮小 離農	5.5 3.7 62.7 3.7 24.0	5.9 8.8 66.2 8.8 17.6	3.8 2.9 75.0 2.9 15.4	7.1 1.0 47.5 1.0 37.4	3.0 2.0 66.0 6.0 23.0	1.9 3.8 59.6 3.8 30.8	14.3 - 53.1 4.1 28.6

(資料) アンケートによる。

注) ※印は回答したものだけを集計したもので、合計とは一致しない。

また、表II-10には5年後には離農を考えている50才以上の高齢農家について、離農後の生活設計について示している。高齢農家ほど、農地の縮小方法についても、将来の居住先や就労意向についても「わからない」や「無記入」が多くなっている。このことは、高齢化するほど農地売却の現実的な可能性の低さや、農外への転業の難しさを強く意識しているためと考えられる。

つぎに、Ⅲ型地域の高齢化過程にある農家の状況を検討すると、経営形態では稻作が多く、農業従事者は多く、逆に兼業従事者は恒常的勤務が少ないため、他の地区よりは專業的な農家となっている。将来の経営面積については、現状維持が他地域より少ないが、無記入が多いためにその意向の内容の把握は難しい。また、離農後の意向についても、農地の縮小方法、居住先、就労意向について「無

表II-10 離農を希望する後継者なし高齢農家の意向

(単位:戸、%)

	合計	50 才未 満	50 ~ 60	60 才 以 上	50才以上のうち		
					I 地 域	II 地 域	III 地 域
合 計	65 100.0	12 100.0	16 100.0	37 100.0	23 100.0	16 100.0	14 100.0
離農理由							
無記入	4.6	-	6.3	5.4	-	12.5	7.1
高齢のため	43.1	25.0	18.8	59.5	43.5	43.8	57.1
後継者がないため	21.5	-	43.8	18.9	26.1	31.3	21.4
経営の採算が合わない	6.2	25.0	-	2.7	4.3	-	-
負債が多い	9.2	-	18.8	8.1	13.0	12.5	7.1
先行き暗い	9.2	-	12.5	2.7	-	-	7.1
農外就業専門化	6.2	-	-	2.7	4.3	-	-
農地の縮小方法							
無記入	72.3	33.3	62.5	89.2	47.8	93.8	114.3
委託	12.3	8.3	18.8	10.8	17.4	6.3	14.3
賃貸借	24.6	33.3	25.0	21.6	39.1	12.5	7.1
売買	38.5	50.0	37.5	35.1	34.8	37.5	35.7
どれでもいい	29.2	25.0	43.8	24.3	39.1	25.0	21.4
その他	4.6	8.3	6.3	2.7	-	6.3	7.1
わからない	18.5	41.7	6.3	16.2	21.7	18.8	-
居住先							
無記入	20.0	-	25.0	24.3	8.7	31.3	35.7
現在地	52.3	91.7	37.5	45.9	60.9	37.5	21.4
市街地	10.8	-	18.8	10.8	4.3	25.0	14.3
他市町村	3.1	-	6.3	2.7	4.3	-	7.1
わからない	13.8	8.3	12.5	16.2	21.7	6.3	21.4
就労意向							
無記入	24.6	16.7	25.0	27.0	13.0	31.3	42.9
農外恒常勤務	6.2	33.3	-	-	-	-	-
農外臨時	15.4	16.7	43.8	2.7	13.0	18.8	14.3
農業恒常勤務	-	-	-	-	-	-	-
農業臨時	1.5	-	-	2.7	4.3	-	-
農業軽作業	3.1	-	6.3	2.7	-	12.5	-
趣味と能力を生かして	12.3	-	18.8	13.5	21.7	6.3	14.3
年金のみ	23.1	25.0	6.3	29.7	26.1	18.8	21.4
わからない	13.8	8.3	-	21.6	21.7	12.5	7.1

注) 表II-9と同じ。
※印は複数回答。

記入」が多く、この地域の高齢者の将来展望がいっそう不確定である様子が伺われる。あえて言うと、Ⅲ型地域では現在地に居住しつづける希望を持つものが、Ⅰ型地域の3分の1、Ⅱ型地域の2分の1と極めて少なく、今後も高齢農家のリタイアに伴って地域の過疎化はますます強まる可能性が高い。

いずれにしろ、無回答が多いことが、例えば「現住所に住んでいたいが、収入源がなく、かといって、移転して新しい生活をするための農地の売却も難しい」という状況を反映しているとすれば、Ⅲ型地域の高齢者の将来を単に農地の供給者としてみるだけではなく、在村する地域住民として展望のある生活条件を整備していくことが緊急の問題となろう。

2) 高齢化・過疎化の影響と農家の対応

表Ⅱ-11には、Ⅲ型地域の調査農家の家族構成と就業状況、作付構成などを示している。調査を行った3農事組合の18戸のうち、経営主が60才以上の高齢農家が9戸と半数を占め、このうち6戸は臨時的な兼業にており、転作のほとんどは、牧草、えん麦、そばなどの粗放作物である。また、50才未満の男子は8名いるが、そのうち通年兼業者を除いて専業的に農業の担い手となっているのは4名にすぎない。こうした若手農家は、経営面積が7ha以上であり、中核的な担い手層とみられるが、そうであるからこそ周囲からの期待も大きく、高齢化・過疎化のもつ問題を一身に受ける存在となっている。

周囲の農家の高齢化にともなって、生産組合のオペレータとしての任務はますます若手に集中し、生産組合を維持することすら困難になる。沢地帯という地形のため作業は効率的ではない。また、高齢者の農地が賃借という形で若手に任せられるとしても、沢地帯という悪条件での拡大は、必ずしも希望の持てる経営の基盤を作ることにはならない。

以下では、高齢化に伴って現実にどの様な問題が生じつつあるかを事例から検討し、高齢者が老後の生活に危惧することなくリタイアし、若手が規模拡大を通じて生産基盤を確立し、両者が展望の持てる地域社会を築くにはいかなる条件が必要かを検討していこう。

(1) 高齢化と過疎化による生産組合の解体

Y9農事組合は、Ⅲ型地域の中でも比較的市街地よりに位置する。農事組合員は13戸で、このうち3名は農地を貸付してリタイアしている。この地区では1974(S49)年に14戸で生産組合を設立し、合計35haの耕地面積で共同作業を行ってきたが、離農による農家戸数の減少で近年は10戸が構成員となり、水稻の

表II-1-1 III型地図の農家概要

(単位:a)

農家番号	同居家族員の年齢・就業状態			所有地合計	経営耕地面積	耕作付合	水稲	転作作物	野菜	豆	小麥	大豆	粗穀	放牧	山林	原野	野菜類	作物	積量	画面	その他	野菜作付	家畜名:頭頭数				
	経営主	その妻	父母	後妻	離き	その他																					
端穗 7	42○	36◆	70△	69△	-	-	W18×, M16×	-	1352	1816	-	3170	2739	361	-	944	-	-	944	-	-	-	-	-	ドガ76, 鹿馬4, 和牛5		
	38○	39×	72△	-	-	-	W6×	-	1089	236	204	1120	470	650	300	224	246	-	246	-	-	-	-	-	722	4	-
	35○	30×	66△	62△	-	-	W3×, M1×	-	640	60	-	700	640	60	-	533	107	-	9	81	17	-	94	4	-		
	58○	55○	86×	86×	-	-	W12×, W7×	-	669	-	-	669	69	600	-	-	69	-	-	45	24	-	326	9	-		
	40▲	36△	-	65○	-	-	W12×, W7×	-	183	40	-	220	180	40	-	154	26	-	9	-	17	-	F	2	-		
	45○	36△	65	65	-	-	W36◆	-	380	-	-	380	160	220	-	137	24	-	24	-	-	-	-	-	260	1	-
	71○	68○	-	-	-	-	W36◆	-	219	-	-	219	143	76	300	57	87	-	5	82	-	-	F	2	-		
端穗 9	65○	63○	-	-	-	-	W36◆	-	182	-	-	180	180	-	380	148	32	-	5	14	14	-	34	2	-		
	63○	57△	-	82×	-	-	W34◆, W27◆	-	282	-	111	172	172	-	-	96	76	-	-	41	34	-	34	3	-		
	60▲	58○	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	167	-	167	147	20	-	124	23	-	3	20	-	-	-	-	-	-	-	
	65○	63○	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	149	-	149	149	-	-	26	124	-	10	114	-	-	-	-	-	-	-	
	33○	-	65○	62○	-	-	W34◆, W27◆	-	935	240	-	1175	943	232	860	773	170	-	38	132	-	-	35	3	ドガ71, ア72		
	55○	50○	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	446	320	151	615	615	-	-	482	133	-	7	114	12	-	-	-	-	-	-
	64○	63△	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	328	-	329	329	-	-	276	52	-	15	35	2	-	-	-	-	2	-	ドガ76
米原 9	65○	62△	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	318	-	318	282	36	402	233	49	-	9	40	-	-	-	-	-	5	1	鶴馬8
	65○	64○	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	300	-	300	250	50	250	214	36	-	18	18	-	-	-	-	-	37	-	-
	82○	61○	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	277	-	277	277	-	-	240	37	-	-	40	-	-	-	-	-	24	1	-
	54▲	49▲	-	78△	-	-	W34◆, W27◆	-	237	-	237	237	-	-	197	40	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	
	33○	-	65○	62○	-	-	W34◆, W27◆	-	446	320	151	615	615	-	-	482	133	-	7	114	12	-	-	-	-	-	-
	64○	63△	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	328	-	329	329	-	-	276	52	-	15	35	2	-	-	-	-	-	-	
	65○	62△	-	-	-	-	W34◆, W27◆	-	318	-	318	282	36	402	233	49	-	9	40	-	-	-	-	-	-	-	

注) その他家族員の男は男子、女は女子。就業状態は、○：基準的農業従事者、◎：うち臨時的農業従事者、△：補助的農業従事者、▲：うち恒常的農業従事者。
 ×：非就業者。◆：農業従事者の夫の従事者。

耕起～代播をオペレータが作業し、防除を共同作業で行ってきた。しかし、1989(H1)年に解散している。

この生産組合が解体に至った経緯は以下のようである。解散直前のオペレータは3名であり、1名は33才(Y-1)と若手であるが、他は55才(Y-2)と54才(Y-7)であり、オペレータ以外の農家は全て64才以上であり、構成員の高齢化は著しかった。構成員の家族についても50才未満は2名のみであり、しかも通年的な兼業従事者となっていた。

オペレータのうち2名の経営耕地はそれぞれ11ha、6haであり、比較的上層であるが、それ以外の農家は3ha未満の小規模農家であり、農外就業に重点をおいていた。このため、兼業農家の出役には経営主の妻があたるケースもあり、オペレータと農家間の出役の調整には困難がつきまとっていた。また、オペレータのひとりのY-7は、農事組合内で最も小規模な農家で通年兼業に従事しており、オペレータ間の出役や機械の管理にも問題が生じていた。このため、農事組合の中でも最も若手のY-1に生産組合維持のための負担が生じていたといえる。構成メンバーの高齢化は、最後まで参加していた82才のY-6農家のいうように「年をとってホースを持って歩けなくなった」という状況まで進んでいた。こうした状況のもとで、最終的には1989(H1)年にオペレータの1名が脱退することによって、解散することとなったのである。

生産組合解散後、機械を所有しない農家は作業を若手の元オペレータのY-1や農協に委託して対応している。農協へ委託しているY-7は代播等の作業を農協に委託しているが、「4枚の田を2～3時間作業委託するだけで数10万円かかる」と嘆いている。また、作業を請け負うことになったY-1は「機械を持っていない人がいるので、今年は3戸だけ作業を請け負ったが、その後はどうなるか分からぬ。現在でも労働力が足りず、手いっぱいの状態」と嘆いている。

こうした例は、集落代表調査を行ったM6農事組合でも同様である。この農事組合は11戸の農家で構成され、オペレーターは5名いるが、機械の更新時期にきており、新規投資を行うかどうかの曲がり角にきている。メンバーの高齢化とともに、作業能力に格差が大きくなるため、42才のオペレータは「高齢者の労賃を下げて欲しい」と考えているが、「そういう空気を察して高齢者が組織から離脱してしまうのでいえない」とのことである。現に60才後半の農家2戸が既に離脱して、個人経営に移ってしまっている。

以上のように、高齢化と過疎化にともなって、これまで維持されてきた生産組合は現状のままでは既に解体したか、あるいは解体の危機に直面している。

(2) 若手への農地の集中と粗放化

さらに、担い手の不足状態は、土地利用の粗放化にも影響を与えている。先に示したように、高齢者の転作は粗放作物が大部分を占めている。しかし、先の表II-1-1をみても、規模が大きくしかも借地で規模拡大している若手農家においても、粗放作物の作付がかなり広範におこなわれている。

表II-1-2には、飼料やそばなどの粗放作物の作付農家と非作付農家との経営的な特徴を、アンケート調査によって示している。この表から粗放作物の作付けは高齢化や兼業化の進んだ農家のみではなく、比較的規模も大きく、借地拡大をおこなっている若手中堅農家においても高い比重を占めていることがわかる。

特にIII型地域では、牧草の作付け農家は、経営耕地面積が5ha未満よりも5ha以

表II-1-2 粗放作物(飼料作物+そば)作付農家の特徴

(単位:戸、%)

	合 計	合 計		I型地域		II型地域		III型地域	
		非作付 農家	作付 農家	非作付 農家	作付 農家	非作付 農家	作付 農家	非作付 農家	作付 農家
合 計	437 100.0	286 100.0	151 100.0	133 100.0	52 100.0	97 100.0	54 100.0	55 100.0	43 100.0
經營規 模	100a未満	16.0	17.8	12.6	20.3	21.2	10.3	11.1	25.5
	100~300	31.4	32.5	29.1	45.9	44.2	15.5	18.5	29.1
	300~500	26.1	28.3	21.9	27.1	21.2	37.1	22.2	16.4
	500~750	11.7	8.7	17.2	4.5	9.6	11.3	22.2	14.5
	750~1000	5.7	4.5	7.9	0.8	1.9	10.3	9.3	3.6
	1000a以上	9.2	8.0	11.3	1.5	1.9	15.5	16.7	10.9
土地所有	借入農家	16.5	14.0	21.2	9.8	11.5	18.6	25.9	16.4
	受託農家	3.7	4.2	2.6	2.3	1.9	7.2	5.6	3.6
	貸付農家	3.0	3.5	2.0	3.8	1.9	2.1	3.7	5.5
	委託農家	3.7	4.5	2.0	8.3	5.8	1.0	0.0	1.8
經營形態	稻作	45.5	41.6	53.0	43.6	48.1	37.1	50.0	45.5
	稻作+畑作	10.3	12.6	6.0	22.6	13.5	3.1	3.7	5.5
	畑作	28.4	31.1	23.2	24.1	25.0	44.3	24.1	23.6
	他+畜産	5.0	2.4	9.9	0.0	11.5	4.1	11.1	5.5
	無記入	10.8	12.2	7.9	9.8	1.9	11.3	11.1	20.0
年齢	30才未満	0.9	1.0	0.7	1.5	0.0	1.0	0.0	2.3
	30~40	14.2	12.9	16.6	7.5	11.5	16.5	22.2	20.0
	40~50	19.5	20.3	17.9	19.5	11.5	24.7	18.5	14.5
	50~60	34.8	33.6	37.1	35.3	40.4	33.0	38.9	29.1
	60~70	21.5	22.4	19.9	27.1	25.0	17.5	16.7	20.0
	70才以上	6.2	5.6	7.3	6.8	9.6	2.1	3.7	9.1
	無記入	3.0	4.2	0.7	2.3	1.9	5.2	0.0	7.3
兼業収入	50万円未満	6.9	7.0	6.6	6.0	11.5	10.3	1.9	3.6
	50~100	11.4	9.1	15.9	6.0	7.7	9.3	24.1	16.4
	100~200	27.9	29.0	25.8	27.8	28.8	33.0	25.9	25.5
	200万円以上	35.5	33.9	38.4	40.6	42.3	26.8	29.6	30.9
	無記入	18.3	21.0	13.2	19.5	9.6	20.6	18.5	23.6

注) 経営耕地面積が記入されていた農家についてのみ集計。

※印については、回答した農家のみについて集計。

表II-13 圃場の区画規模と粗放作物の作付け

	平均区画面積			粗放作物作付け圃場の区画面積		
	10a 未満	10 ~ 20	20a 以上	10a 未満	10 ~ 20	20a 以上
日の出4	-	-	8	-	-	-
日の出5	-	1	11	2	-	2
桜岡6	1	2	7	1	3	3
豊田9	-	10	1	4	5	-
豊田10	1	3	3	5	2	-
米原9	-	5	2	6	1	-
瑞穂7	1	-	4	1	-	3
瑞穂9	1	4	1	2	3	1

(資料) 調査農家の共済組合耕地団による。

上で比率が高く、経営主の年齢も50才以上よりも50才未満の若手で多く、貸し手・委託農家よりも借り手農家に多く存在している。

表II-13には、農家毎の水田一筆当たりの面積について、全体平均と飼料・そば等の作付圃場の平均を示してある。沢地帯では、小規模の圃場が多く、区画整備が十分になされていない土地が多くなっており、しかも、粗放作物は1筆当たりの面積がきわめて小さな圃場に作付けられていることが示されている。このように地形の複雑な沢地帯では、区画の整備されていない、悪条件の圃場に飼料作物が作付けられる傾向にある。

これらの飼料作物の作付け理由とその利用実態について、実態調査からさらに検討を加えておこう。

Y9農事組合のY-1農家は、合計11.8haの経営耕地に、水稻7.7haと小豆・馬鈴薯・スイートコーンなど一般畑作物に加えて、そば・牧草・えん麦などの粗放作物を転作物として作付けている。さらに、父の代から継続している養豚（繁殖2頭）に加えて、1983(S58)年から導入したどさん子1頭などの家畜飼養もおこなう精力的な農家である。経営耕地のうち2.4haは借入地であり、借入理由は叔父が病気で依頼されたことによる。この土地は基盤整備が未実施であり小区画の圃場が多いため（平均6.1a）、牧草を作付けている。また、宅地からの距離が540メートルあり、馬の放牧地としての利用は困難である。このように、粗放化の要因は、縁故関係による受け入れに起因しているのである。

また、M7農事組合のM-2農家は、10.9haの所有地に借地2.4haを加え、合計13.3haの経営耕地に水稻4.3ha、大根等の野菜7.2haを作付けている。この借地には水稻0.4haを除くとそば2haを作付けている。後者は20キロメートルの離地であり、所有者と正式の賃借契約を結んでいるが、そばを作付けている部分は別の農

家に委託している。この場合には小作契約を結ぶことは、借手農家にとって土地利用上なんのメリットもないが、転作割当を借地で消化することによって本地での水稻作付面積を維持しているのである。

このように、借地における粗放作物の作付けは、比較的若い経営主によって行われている。地主にとって転作奨励金を得るメリットに他ならないが、借手の土地利用上のメリットは全くない。それは第二の事例でみた水稻の作付け割当権のみである。このように、比較的規模の大きい若手中核農家によって行われる粗放作物の作付けは、土地利用上のメリットをもたないまさに「粗放化」しつつある土地になってしまっているのである。区画整備の未実施である飛地を形式的に借地して粗放化させ、より作り易い条件のよい土地に稻作を集中化し、なんとか収益を上げようという試みである。したがって、稻作を志向する中核的農家に稻作可能地を借地として誘導することが重要な課題であると考えられる。

3) 集落間の農地の出入り作と集落再編の可能性

高齢化と過疎化の進展に伴って析出する多数の離農跡地は、引き受け手を近隣に捜すことでもまた困難となっている。このため、他農事組合との出入り作関係が多くなっている（表II-14）。こうした集落間の錯綜した土地利用の関係は、今後の高齢農家のリタイアが進む中で、いっそう拡大することが予想される。こうした農地の錯綜は、作業効率の低下をもたらし、規模拡大の意欲を一層阻害する要因となる。例え、引き受け手が確保できたとしても、後継農家が拡大以前の集約度を維持しながら農地を利用することは困難であり、先にみたように粗放化をもたらしているのである。

表II-14 III型地区における經營耕地の分散

		出作農事組合		
		米原 9	瑞穂 7	瑞穂 9
入作農事組合	南 5	-	1	-
	日の出 2	-	2	-
上南部 瑞穂 7	米原 9	③	-	-
	瑞穂 9	2	2	-
瑞穂 9	瑞穂 7	1	-	-
	10	-	③	-
瑞穂 9	瑞穂 9	-	1	④
	10	-	4	1

注) 農家聞き取り調査による。

○印は集落内での移動。

したがって、こうした農事組合の枠を越える土地利用の錯綜は、集落再編によって集落内部での農地利用調整を可能とするようなシステムを作り上げることによって解消することができると考えられる。

以上のようにⅢ型地域の農業振興は、若手中核農家の営農意欲をたかめる条件づくりをいかに行うかにかかっている。傾斜地や未整備の農地から離農が進むために、中核農家が拡大する農地も悪条件のものが多くなり、作業効率も悪く、若手の拡大意欲を喪失するものとなっている。他方、高齢農家も今後農地を売って他出することは容易ではなく、在村離農の形をとる農家が増加することは予想に堅くない。

したがって、今後の高齢農家のリタイアの増加を考えるとき、計画的に中核農家に集落内の土地を借地ないし受託によって集積していく体制を構築していくことが緊急の課題であるといえよう。これを一種の集落農場制の試みとして位置づけるならば、それは集落再編をともなう必要があろう。優等地を中核農家に集積し、その営農意欲を引き出すならば、集落単位での農地保全は可能であり、また転作対応における「粗放化」の動きも緩和することができると思われる。また、限界地での農地の有効利用をはかるためには、一定の条件をもって新たな区画整備等の土地改良を行う対策も必要となってこよう。

5. 農業構造再編の課題

1) 農業生産の担い手の存在

(1) 後継ぎありは45戸

アンケートの結果によると、回答を得た630戸のうち、兼業化や高齢化のため農業を離れている休農が142戸で、この休農を除いた488戸のうち、「後継者あり」の農家はわずか45戸にすぎない。逆に「後継者不在」農家は271戸にのぼる。この「後継者不在」農家のうち50才以上の農家は203戸となり、仮に農業をリタイアする年齢を65才とみると、15年後には相当数の農家がリタイアしていくことになる。

問題は145戸にのぼる「わからない」と答えた「後継者不明」農家の意向である。「わからない」という選択肢の意味は、少なくとも「いない」とは言えないということから考えると、後継者を確保できる可能性や、確保したいという回答者の願いが求められていることと思われる。

(2) 「わからない」(後継ぎ不明) 農家は若手

以下では、この「わからない」と答えた理由を検討し、さらに、後継者「なし」と答えた農家についても、その真偽を少々疑って見ることによって、今後の担い手の動向を検討したい。

表II-15には、後継者の確保状況ごとに、その理由別の農家戸数を示してある。「わからない」と答えた理由のうち最も多いものは「子供はいるが現在農外に就業中なので」の41戸であるが、ついで多いのが「子供はいるがまだ就学中なので」の38戸である。後者は子供がまだ小さいため、これから後継者問題に直面するとみられる農家がかなり含まれている。さらに、「農業を継ぐかどうかは子供が判断することだから」が22戸、「子供はいるが女子なので」が19戸、「現在農業に従事しているが将来はやめるかも知れない」が3戸となっている。

しかも、経営主の年齢階層別にみると、「わからない」と答えた農家は30代、40代の中堅的な農家が多いのに対して、「後継者なし」や「後継者あり」と答えた農家は50代が最も多いというように、「後継者不明」農家は他とは大きく性格が異なる。さらに、「後継者なし」と答えた農家の中にも「子供はいるが継がせ

表II-15 後継者の有無の理由

(単位: 戸)

		経営主年齢別							
		合計	無回答	20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	
	合 計	461	12	4	68	86	162	98	31
	小 計	45	2	0	6	1	23	11	2
後継 ぎ あ り	無回答	5	-	-	-	1	2	2	-
	現在同居して農業に就業中	15	1	-	4	-	7	2	1
	現在同居しているがまだ農業に就業していない	14	-	-	2	-	9	3	-
	現在は同居していないが将来もどつてくる予定	10	1	-	-	-	4	4	1
	その他の	1	-	-	-	-	1	-	-
後 継 ぎ な し	小 計	271	4	3	21	40	104	73	26
	無回答	30	1	-	3	1	15	4	6
	子供は現在農業に従事しているが将来はやめるつもり	3	-	-	-	1	-	1	1
	子供はいるが継がせたくない	32	-	-	5	13	10	3	1
	子供は同居しているが現在農外に就業中で将来も農業をしない	68	1	-	4	11	31	15	6
	子供はいるが別居しており将来も農業はしない	100	2	1	-	8	40	39	10
	そもそも子供がない	25	-	2	7	3	5	6	2
わ か ら な い	その他の	13	-	-	2	3	3	5	-
	小 計	145	6	1	41	45	35	14	3
	無回答	15	2	-	3	3	7	-	-
	子供はいるがまだ就学中なのでわからない	38	2	-	20	16	-	-	-
	子供はいるが女子なので	19	-	-	7	5	4	3	-
	子供は現在農業に従事しているが将来やめるかも知れない	3	1	-	-	-	1	-	1
	農業を継ぐかどうかは子供が判断することだから	22	1	-	6	7	3	4	1
そ の 他	子供はいるが現在農外に就業中なのでどうなるかわからない	41	-	1	1	12	19	7	1
	その他の	7	-	-	4	2	1	-	-

資料) アンケートによる。休農者は除く。

たくない」という農家が32戸となっているが、このうち半数以上の18戸は30代、40代若手の農家になる。

このように見ると、後継者がどうなるか「わからない」と答えてる農家の中にはもちろん、「後継者なし」と答えた農家の中にも、経営主が若手で子供がこれから本格的に就業先を決定しなければならない時期の農家で、経営主自身が明確に子供に農業を継ぐことを示し得ないという場合や、経営者自身に将来の見通しが立たずに、見切り的にやめていくという農家がかなり存在していると考えられるのである。

(3) 農業の潜在的ない手は200戸以上

仮に、先にあげた理由の「わからない」「後継者なし」と答えた農家が、状況の変化により後継者を確保できるとするならば、条件によってはかなりの担い手が確保できることになる。

これらの農家は、後継者ありが45戸、後継なしのうち「継がせたくない」が、32戸、わからないのうち「就学中」が38戸、「女子なので」が19戸、「現在農業従事しているが将来やめる」が3戸、「子供の判断すること」が22戸、「農外就業中なので」が41戸で、合計200戸にのぼる。仮に、経営主が50才未満というように堅く見積ったとしても138戸の農家で、後継者が確保されることになる。

(4) 後継者不明農家は中核的性格

これらの後継者不明農家の経営的な特徴を明らかにすることは、これらの農家が担い手として、十分な基盤を持っていることを示すことになる。

表II-16では、後継者「あり」「わからない」「なし」「休農」のグループ別の農家の性格を検討しようとした。

「わからない」グループは、「後継者あり」以上に、規模の大きな農家の比率が高く、農地の受託や借入の比率が高く、経営主の年齢がより若く、兼業収入もそれほど多くはない。つまり「わからない」グループは、「後継者あり」と大きな性格の差はなく、むしろ「わからない」グループの方が、中核農家としての性格が強いとも見ることが出来るのである。

(5) 担い手確保のための条件整備の必要性と緊急性

この様に考えると、担い手がいないことを単純に前提としてしまい、将来担い手として現れる可能性の芽を摘んでしまうのではなく、「わからない」と答えたような中堅的な農家の経営者が希望の持てる農業生産を行える条件をどう整備す

表II-16 後継者の有無別の農家の性格

(単位:戸、%)

	合	後継者の有無別					休農
		無記入	あり	わからない	なし		
		計	入り	り	し	農	
合計	629 100.0	26 100.0	45 100.0	145 100.0	271 100.0	142 100.0	
所面積	無記入 300a未満 300~750 750a以上	14.0 47.4 29.7 9.1	46.2 23.1 30.8 -	11.1 40.0 37.8 11.1	10.3 33.1 40.7 16.6	7.0 50.2 33.6 9.2	26.1 63.4 8.5 2.1
農地受	借入	11.9	3.8	15.6	24.1	11.1	1.4
貸委	受託	2.9	-	6.7	6.9	1.1	1.4
借託	貸付	4.1	11.5	6.7	1.4	2.2	8.5
	委託	8.7	-	2.2	4.8	4.8	23.9
経営主年齢	無記入 29才未満 30~39 40~49 50~59 60~69 70以上	6.8 0.8 11.6 16.4 31.5 22.7 10.2	65.4 - 3.8 7.7 7.7 11.5 3.8	4.4 - 13.3 2.2 51.1 24.4 4.4	4.1 0.7 28.3 31.0 24.1 9.7 2.1	1.5 1.1 7.7 14.8 38.4 26.9 9.6	9.9 0.7 2.8 10.6 23.9 29.6 22.5
経営形態	稻作 畑作 稻+畑 畜産 不明 休農	33.7 7.6 21.0 4.3 10.8 22.6	23.1 3.8 11.5 3.8 57.7 -	44.4 4.4 33.3 8.9 8.9 	40.0 6.9 38.6 6.2 8.3 	47.2 12.9 21.4 4.8 13.7 	- - - - -
兼業収入階層	無記入 50万円未満 50~100 100~150 150~200 200~250 250万円以上	24.8 6.0 9.7 11.6 12.2 9.4 26.2	73.1 - - 15.4 7.7 - 3.8	15.6 4.4 8.9 15.6 20.0 4.4 31.1	13.8 7.6 13.1 12.4 17.9 9.0 26.2	22.9 6.3 11.1 12.9 11.4 13.7 21.8	33.8 5.6 5.6 6.3 6.3 4.9 37.3

(資料) アンケートの集計による。

るかということが、緊急に求められている課題であるといえよう。これらの中堅層が農業に期待をもてないようでは、その子供ももはや農業に希望をもつことはできない。その意味で、緊急性は強い。

では、経営者が希望の持てる条件整備とはどういった点かが問題となるが、基本的には農業の再生産が順調に進む条件であるが、経営外部の条件としては以下

の点が考えられる。第1に、生産物の価格を左右する市場条件、第2に、規模拡大を左右する農地を巡る条件、第3に、作物の作付けが制限されている中でどのように技術的な再生産を行なうかといった地力維持の条件、第4に、新作物を導入するまでの条件である。第1の市場条件については、Ⅲ部に譲るとして、以下では3つの条件について検討しよう。

2) 規模拡大の意向と拡大条件

(1) 農地受給の調整課題

表II-17には、営農している農家について、5年後の経営面積の拡大や縮小などの意向を、後継者の確保状態別に集計してある。このうち、最も多いのが「現状維持」で300戸と60%を占めている。つぎに多いのが「離農」で81戸、「規模拡大」は44戸にとどまっている。「現状維持」のうち後継者がいない60才以上の農家は47戸、50才以上では125戸存在するため、10年後、20年後という長期の計画では、いっそう多くの農地供給が行われることになるため、拡大の担い手の確保は、長期的に続けられなければならない。

しかし、5年後というような中期的な見通しでは、アンケートの回答通りに推移するならば、「離農」と「規模縮小」を併せて100戸程度から農地が供給され、これを44戸が受けすることになり、ほぼ1戸で2戸分の農地を拡大することを意味している。現在の拡大希望農家の範囲で、供給される農地を有効に利用できる様に需要者へ結び付けることはけっして不可能ではない。

まず、5年後という中期の期間で、農地の供給と需要とを結び付ける場合にどのような点が問題となるかを検討していこう。

表II-17 5年後の経営面積の意向

(単位:戸、%)

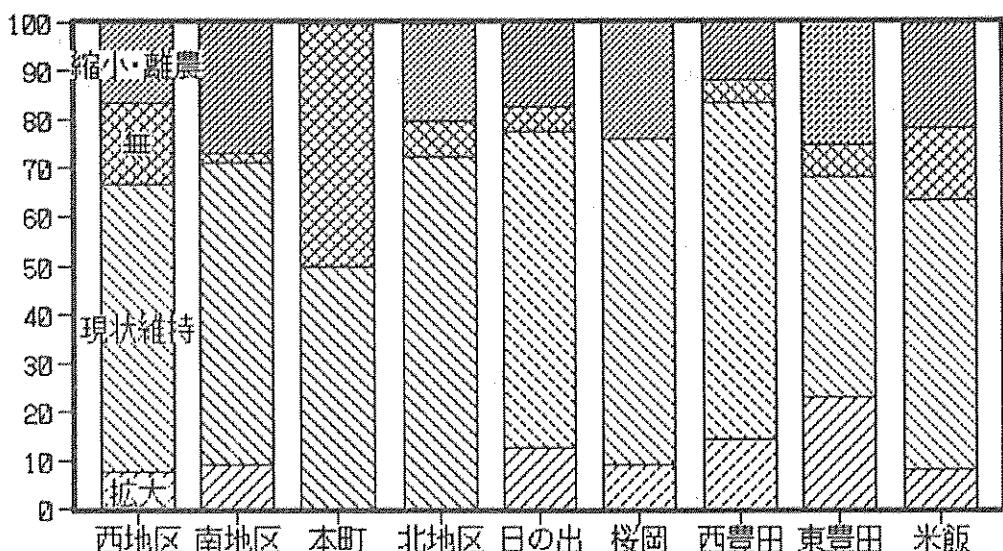
	合 計	あ り り 計	わ か ら な い り	な し り	無 記 入
合 計	488	45	145	271	26
拡 大 す る	44	10	24	10	-
現 状 維 持	300	27	99	170	4
縮 小	18	1	5	11	1
離 農	81	5	10	65	1
無 回 答	45	2	8	15	20

(資料) アンケートの集計による。

①地域的な需給の調整

その第1は、農地需要と供給の地域的ななずれをいかに調整するかという点である。図II-13には地域ごとの拡大縮小希望の農家構成比を示している。縮小・やめるという農家は休農や高齢者の多いI型地域で最も多いが、拡大希望農家は若手が多いII型の地域に多いという、供給希望者と需要希望者の地理的ななずれがみられる。さきに示したように現在でも、受委託について農地の分散は激しく進んでいる。農地の需要希望者と供給希望者との地域的ななずれは、こうした農地の分散をいっそう激化させることを予想させる。拡大した農地を有効に利用するためには、こうした農地の分散を防ぎ、整理調整する必要があるだろう。

図II-13 規模拡大・縮小農家の地域性



(資料) アンケートによる。

②移動形態をめぐるずれの調整

表II-18で拡大縮小の際の農地移動の希望する形態を示したが、「縮小」あるいは「離農」農家は、売買を希望するものが最も多く、「拡大」希望農家の方は貸借を最も希望しており、双方の希望にはずれがみられる。現実には、これまで受委託による移動が面積的には大多数を占めていたということを考えると、両者の希望する移動形態は、実際の移動形態とも大きなずれが見られる。規模拡大を進めるためには、農家の希望する形態で農地を移動させることが課題となる。こうした、現実と希望とのずれには、経済的な問題が背景にある。

③地価・小作料をめぐるずれの調整

表II-19は地価、小作料、受託料金のそれぞれの金額についての意識を規模の拡大縮小などの希望ごとに示してある。

売買については、地価が購入者にとっては高く、売却者にとっては安いという、地価に対する意識のずれが見られる。しかも、地価は拡大希望者からみても売却者にとって安く、縮小・離農希望者からみても購入者に取って高いという意識となっており、地価水準に対する認識のずれが明白である。同様の関係は賃貸借の場合にもみられ、標準小作料は、拡大希望者からみても貸し手にとって低く、縮小・離農希望者からみても借り手にとって高いという認識が強い。

こうした認識のずれが、売る（あるいは貸す）側からみれば、地価（あるいは小作料）では、十分な生活費を得ることが出来ないこと、逆に買う（あるいは借りる）側からみれば、これほどの地価（あるいは小作料）を支払っていては規模拡大のメリットが十分に得られないという経済的な条件を背景にしている。こうした経済的な条件が農地移動をスムーズに行う阻害要因となっている。

他方で、受委託については、図示はしていないが両者ともに適正という回答が多くなっている。受託制度については、平成1年から、委託者が受託者へ管理費4000円を支払うことになったが、この結果、供給者と需要者の双方の、意識のずれが縮まっていると理解することができる。

結局、農地の供給者の生活が保証され、農地の需要者が安定的に経営を存続できるような料金の設定ができるよう、フレキシブルな対応が求められていると言えよう。その場合、転作奨励金の削減や生産物の収益性の低下にうまく対応できる体制が必要となる。

以上のように、農地の需給を地域性、移動形態、価格水準の側面を調整することが、農地移動をスムーズに進めるための課題の一つであろう。

表II-18 拡大・縮小希望の農地移動形態のすれ

	合 計	作業受 委託	經營受 委託	貢 貸 借	売 買	他 ど れ ど も	不 明 無 記 入
拡大希望 (複数回答)	88	4	12	29	24	1	24
縮小希望 (単数回答)	18	2	1	2	4	4	5
離農希望 (複数回答)	162	-	8	19	33	26	76

注) アンケートによる。

表II-19 地価・小作料に対する農家の意識

(単位:戸)

		合 計	拡 大	現 状 維 持	縮 小 ・ 離 農	無 回 答
合 計		630	45	358	159	68
農地 売買価格	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	15 32 208 155 220	6 4 11 12 12	8 20 116 85 129	1 6 75 49 28	- 2 6 9 51
	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	123 41 32 148 286	30 5 - 8 2	72 27 23 88 148	18 7 9 44 81	3 2 - 8 55
	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	26 89 978 170 248	6 5 9 7 18	13 58 41 105 141	7 21 42 51 38	- 5 5 7 51
	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	117 69 13 143 288	32 8 1 2 2	70 48 6 92 142	11 12 5 44 87	4 1 1 5 57
	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	117 69 13 143 288	32 8 1 2 2	70 48 6 92 142	11 12 5 44 87	4 1 1 5 57
	高 い と つ て 手 に 不 明 無 記 入	117 69 13 143 288	32 8 1 2 2	70 48 6 92 142	11 12 5 44 87	4 1 1 5 57
標準 小作料	貸 し 手 に 不 明 無 記 入	26 89 978 170 248	6 5 9 7 18	13 58 41 105 141	7 21 42 51 38	- 5 5 7 51
	借 り 手 に 不 明 無 記 入	117 69 13 143 288	32 8 1 2 2	70 48 6 92 142	11 12 5 44 87	4 1 1 5 57

注) アンケートによる。

(2) 受委託制度の発展に向けて

東旭川においては、現実の農地移動の中では受委託が面積的に大きな位置を占めており、この制度をどう発展させるかが農地移動をスムーズに進めるための鍵となっている。東旭川での担い手の空洞化や転作物の連作問題は、東旭川に限った問題ではなく、旭川市周辺の農協でも同様であり、多様な担い手を創出する取り組みが行われている。まず、こうした周辺農協での受委託制度の取り組みと東旭川での受委託制度との比較を行い、ついで東旭川農協の中での賃貸借と受委託制度との比較を行うことによって、受委託制度の発展のための課題を検討していく。

① 周辺農協による多様な担い手組織の形成

今回の調査では、中央会旭川支所の紹介により、受委託制度を行っている当麻、鷹栖、北野農協について、農協からの聞き取りを行った。それぞれ取り組みの概要については、表II-20にまとめた。

各農協とも昭和50年代には何等かの形で受委託組織を開始しているが、鷹栖・北野農協では兼業化と高齢化の進展に伴って、以前のやり方では対応しきれなくなり新しい組織の設立が行われている。受委託作物は各農協とも小麦が最も主要な作物となっているが、水稻も含めて受委託を行っている。受委託の規模では東旭川と比べて農協自体が著しく小規模の北野農協では、小麦で70ha規模と小さいが、それでも管内900haの水田に対して10%弱を占め、地域の中での担い手としての位置は大きい。

作業の実施主体はそれぞれ多様であり、まず、オペレータ組織は当麻がH機械利用組合という生産組合であり、北野農協も同様に5つのライスセンターである。北野農協ではこの他に、管内から有志をついた「オペレータ軍団」が新たに加えられている。さらに、鷹栖農協はこのライスセンターと全管内を担当するオペレータ組織に加えて、各農事組合ごとに、農事組合の作業受託を行うオペレータ組織である生産組合が、新たに加えられた。

そして、このオペレータの出役を調整したり、委託者の募集を行う組織は、当麻・北野農協では、農協が実質的に事務局を持って行っており、鷹栖農協は、各農事組合みずからが担当している。

これら3つの周辺農協の取り組みと比較すると、東旭川の受委託制度には以下のデメリットがある。第1に、周辺の農協では作業ごとの受委託となっており、作業ごとに賃金や機械の利用料が設定されていたため、どれだけの作業を受託すれば、受託者の収入がどれだけになるかが明瞭であるが、東旭川では土地ごとの受委託になっており、その土地の経営をすべておこなう経営受委託という形であり、受

表II-20 周辺農協における農作業受託組織（1990年実績）

各課担当者聞き取りによる。

託者の収入が生産方法や豊凶差によって異なるため明瞭ではない。第2に、東旭川農協では作付作物が転作に限られているため、転作物の中で作付作物を選択することになり、作付の選択の幅が狭いことである。周辺農協では、作付作物の決定は委託者が行うため、委託者の条件にあわせて当該圃場に稲を作付けるか転作にするかという判断が可能である。第3に、周辺農協ではオペレータの作業の時期や圃場を農協や生産組合内部で調整することができるが、東旭川については、受委託契約が行われた後は、ほとんど変更せず、しかも個別的に契約が始まる場合が多いため、受託者の担当する農地は飛地が生じ錯綜する。表II-21には、入作している受託組織別の農事組合数を示してある。表からは3以上の組織が入作している農事組合は合計13というように、一つの農事組合の農地の中に、いくつもの受託組織が入り込むという形になり、このことが作業の効率性や合理的な輪作を困難にしている。

しかし、東旭川の受委託制度には以下のメリットがある。第1に、契約された農地については、作付作物の選択が受託者によって行われているため、受託者の考えに基づいた、土地利用の計画を立てることが可能である。第2に、その農地を利用して得られた収益は、実質的に受託者の収益となるため、受託者による生産方法の工夫や作業の集約化などの努力が、受託者に還元される。第3に、周辺農協では作業ごとの料金の支払い、受委託作業の斡旋・紹介・オペレータの就業配分など、煩雑な事務処理が必要となり、農協や農家がこれに当たっているが、東旭川では基本的にこうした作業はいらない。

この様な東旭川の受委託制度のメリットを生かす方向をめざすことが課題となるであろう。

②農地の賃貸借と受委託制度

実態調査では昭和50年以降の農地移動について聞き取りを行ったが、委託は14戸、受託は3戸、貸付は3戸、借入は19戸の農家が行っており、あわせて20事例の受委託関係、32事例の貸借関係について聞き取ることができた。東旭川の受委託制度は実質的には、農地の賃貸借ときわめて近い性格のものであるが、この賃貸借と比較すると、受委託制度はどの様な問題を持っているかを検討しよう。

その問題点として第1に、契約期間の短さがあげられる。

まず、契約内容については、貸借においては地目が水田の場合は、ほとんどが農業委員会を通じた契約になっており、契約年数も3年以上が主流となっており、このうち4年以上はおよそ30%の11事例で契約の上では安定的である。これに対して受委託の場合、契約書には3年となっており、契約上は貸借と比べて安定的とはいえない。しかし、実際の継続年数をみると10年以上が5事例と36%に及んでおり、

表II-21 入り作受託組織数別の農事組合数（平成2年）

(単位：農事組合)

	入り作受託組織数				
	1	2	3	4	5
I型地域	6	14	8	1	-
II型地域	9	4	-	2	2
III型地域	6	1	-	-	-

(資料) 農協資料による。

注) 入り作受託組織数別の農事組合数を示した。

表II-22 貸借と受委託の契約年数と継続年数

(単位：件)

		貸 借	受 委 託
契 約 年 数	3年未満	9	5
	3～5年	16	7
	5～10年	2	-
	10年以上	3	-
	不 明	3	5
継 続 年 数	3年未満	12	1
	3～5年	11	2
	5～10年	4	5
	10年以上	5	7
	不 明	1	2

(資料) 聞き取り調査による。

賃貸借よりは長期に継続しているものが多い(表II-22)。

さらに、農地の供給者の性格をみると、貸し手の場合は病気・死亡を理由とした例が、30件のうち10件と多くなっており、緊急避難的な色彩の強いものが多いことが予想される。これに対して、委託者の場合ほとんどが通年兼業であり比較的安定した収入源をもっており、農機具も保有せずに、農業に復帰する現実性は

表II-2.3 委託農家の概要

委託農家の概要

農事 組合	農家番号	家族の年齢・就業状態				経営主兼業			農地の概要			委託 開始 年次					
		父	母	後 繼 者	そ の 妻	そ の 妻	そ の 妻	そ の 妻	所 有 地	經 營 耕 地	借 入 地	委 託 地					
桜岡6	S-4	57○	55○	-	-	-	-	-	中止	380	276	-	104	-	55		
	S-9	61◇	69×	-	-	25◆	-	-	継続	308	-	-	308	-	55		
	S-8	28◆	-	61◆	58×	-	-	-	継続	382	-	-	382	-	57		
	S-7	59◆	58△	-	-	-	-	-	継続	416	15	-	401	150	60		
	S-10	59◆	52◆	-	-	-	-	-	継続	330	-	-	330	-	54		
	M-2	38○	39×	72△	-	-	-	W0×	-	-	-	-	1089	1120	236	204	300
瑞穂7	H-8	43◆	39○	74○	69○	-	-	M15×, M11×	維続	276	76	-	200	-	57		
	H-5	39○	37◆	66○	64○	-	-	M14×, M12×	-	346	346	346	346	-	53		
	H-20	-	72○	-	-	40▲	27△	W11×, W10×, W8×	記者	181	-	-	181	-	...		
	H-19	64◆	-	-	-	-	-	-	継続	361	-	-	361	-	58		
	H-14	58○	55○	-	-	-	-	W24◆, W19◆	建設	418	208	-	210	-	63		
	H-18	69×	69×	-	-	-	-	-	土木	409	-	-	409	M	...		
日の出4	H-17	63◆	54×	-	-	-	-	-	建設	226	1	-	226	-	46		
	H-16	62◆	58◆	-	-	-	-	M34◆, W26◆	会社員	129	7	-	129	-	56		
日の出5	M-6	56	56	56	56	56	56	56	動物園	56	56	56	56	56	56		

(資料)聞き取り調査による。

注) その他家族員のMは男子、Wは女子。就業状態は、

○：基幹的農業従事者、◎：うち臨時的兼業従事者。

△：補助的農業従事者、▲：うち恒常的兼業従事者。

×：非就業者。◆：農外のみ恒常的勤務。◇：農外のみ臨時兼業

薄いとみてよい（表II-23）。

さきに、受託者が輪作を試み始めていることは触れたが、こうした取り組みを安定的に行える条件としては、契約期間の長期化を図ることが重要となる。

第2に、受委託の場合には、作付作物が転作物に限られている点である。

小麦連作を回避するための取り組みとして、さきに輪作の取り組みを紹介した。これは転作という現在の枠組みの範囲内での取り組みであった。しかし、連作回避の取り組みは、こうした畑作物の輪作だけではなく、田畠輪換の取り組みも行われている。この事例を通じて、現在の受委託の問題を洗っていこう。

H生産組合では、昭和63年より受託地の一部に田畠輪換を取り組んでいる。

受託地の小麦連作回避のため、受託地にも稻作をつくり、その代替としてオペレータの所有地に転作を行って、地主には転作奨励金を渡すというやり方である。しかし契約上では農協を通じた転作物の受委託であり、委託者へは転作奨励金が収入として入らなければならない。しかし、実際には委託者の土地には稻作が行われているため以下のような問題が発生する。

第1に、転作面積の配分調整問題である。

地域全体の希望転作を差し引いた残りの転作分17%は、全ての稻作農家が引き受けなければならない。実際には全面稻作となっている委託者にも、17%分の転作を行うように行政からの文書が送られてくる。この17%分は、実際には受託者は行政と調整し、受託者組織の中で満度に処理されるように調整されている。微妙な面積割当を調整しなければならない煩わしさが伴うし、委託者側へは実際の作付と行政からの指示とのずれを説明しなければならない。

第2に、収入の分配の問題である。

委託者の土地には水稻が作付けられているため、稻作収入が委託者の組勘の収入となり、受託者は転作を行っているため、受託者には転作収入が入金する。しかし、委託者と受託者との契約では、委託者に転作奨励金が支払われ、受託者が生産物の売上収入を取得するという形にしなければならない。このため、受託者と委託者の間では受託者に入金した転作奨励金と委託者に入金した稻作収入とを相互に交換することが必要になる。しかし、実際には、作付け面積は微妙にずれがあり、たとえ面積が等しくとも基準反収が異なり、転作奨励金の金額もずれるため、この経理上の調整は非常に複雑となる。

こうした、かなり複雑な経理上の処理を行うために、この受託組織ではN稻作組合を別組織に設立して経理を行っている。

第3に、復田後の水稻の技術的な難しさから、水稻収量や品質が低下する問題である。H生産組合での結果では、委託者の復元田での稻作は、これまでやっていた受託者の土地での水稻収量よりも1~2年間は収量が低下した。さらに、受託

者の土地で作付けた小麦の収量は増加した。稲の収入は受託者個人の収入となり、小麦の収入はH生産組合の収入となるため、受託者個人は減収となる。さらに、3年間小麦を植えていた受託者の土地に、次年度からは水稻を作付けしなければならないが、施肥量の目安が分からなくなり、この水稻の管理も1~2年は難しいだろうとのことである。

さきに、受委託組織の連作対応のパターンの一つとして、賃貸借へ移行するパターンがあり、その背景には現在の受委託制度では、稲作ができないことを指摘した。そして、現在の受委託制度の枠組みを超えて、田畠輪換という新たな試みを行った場合も、転作制度、組勘制度、輪換技術といった問題が発生している。こうした、東旭川の水田をより高度に利用して行くためには、こうした新たな取り組みをのばしていくために、現在の制度の枠組みも検討することが必要となる。さらに、行政・農協・普及所などとの連携の中で、田畠輪換にともなう技術的な問題の解決や、他の制度との調整が必要となるであろう。

3) 地力対策の必要性

(1) 土作りに対する農家の意識

まず、アンケートによって地力維持についての全体的な実施状況を検討すると、最も多いのは「わらのみの堆肥」の施用で108戸が行っている。ついで「家畜の糞尿を混ぜた堆肥」が56戸、「田畠輪換」が40戸、「畑作輪換」が39戸と多様な試みが行われていることがわかる。しかし、現在堆肥が十分施用されているかどうかの設問に対して、営農中の488戸のうち「全体的に充足している」農家は11戸に過ぎず、「全体的に不足している」という回答が112戸で約30%を占めてトップとなっている。ついで多いのが「野菜については十分」で59戸であり、堆肥は十分に施用されていないというのが、東旭川農家の全体的な傾向である。

この様な堆肥の不足傾向は、野菜などの集約作物の生産が一定程度定着してきたことや、小麦など転作作物全般に連作が問題となりつつあること、さらには野菜に限らず農産物の品質や安全性に対する意識が消費者の側から強まって来ていることを背景にしているとみられる。しかし、堆肥が十分に施用されないというこの問題には、堆肥が十分に生産される条件があるのかいなか、仮に生産されいても実際に利用しようという意識なり装備なりの利用条件が整っているのかどうか、さらに堆肥の生産と利用とを結び付ける両者の結合条件は十分かなどのチェックポイントがあるだろう。

(2) 家畜の飼養動向と堆肥の生産

堆肥の不足の背景を堆肥の生産面から検討すると、まず第1に、家畜飼養の減少があげられる。これまで堆肥の供給源となった養豚、養鶏、酪農については、昭和60年前後の半数以下に減少した。

農協では1戸1家畜運動を行っているが、アンケートで今後の飼養希望の農家をみると、営農者488戸のうち家畜導入を考えている農家は29戸で、このうちすでに家畜を飼養している農家が8戸であるから、必ずしも急速に家畜飼養農家が広がっていく傾向とはいえない。

家畜の飼養を増加させていく上では、その阻害条件を取り除き、メリットを増加させることが必要となるが、家畜を導入しない理由としては、「労働力が不足」「施設投資が必要」が最も群を抜いて多くなっており、個別経営での複合化の難しさが示されている。

第2に、家畜の飼養方法の変化があげられる。全体の家畜飼養が減少傾向にある中で、近年奨励されてきたどさん子馬は増加傾向にある。これまで管内の家畜飼養の中心となっていた養豚・養鶏・酪農では通年舎飼が基本であり、自然と堆肥は収集されてきた。しかも家畜飼養が専門的に行われていたため、畜産農家の経営内部での堆肥の処理は困難であり、余剰堆肥が発生し、結局周辺の農家に利用されるという条件があった。しかし、近年増加しているどさん子は、放牧が主体であり、堆肥を収集するシステムになっていない。近年どさん子を導入した農家でも、「放牧しているので堆肥は集まらない」といった声が聞かれている。

この様に、管内での堆肥の生産自体が減少傾向にあることが、堆肥の生産面での問題となっている。

(3) 堆肥の利用上の問題

つぎに、堆肥の利用は、地力維持の一環として行われるが、その方法や施用の緊急性、確保の容易差は経営形態によって大きく異なる（表II-24）。表中では、稲作・畑作・稲+畑、畜産農家にわけ、さらにこれらのうち野菜の販売が1位となる野菜農家を分けている。

この畜産農家、野菜農家については、現状ではわら+糞尿堆肥を施用しているのはそれぞれ56%、45%とかなりの農家で堆肥の施用が行われ、堆肥の充足状況についての認識も、「全体的に不足」と答えているものは22%、36%と多く、「野菜については十分」と答えているものがいずれも48%ともっとも多い。今後重視したいことも、「堆肥の施用」が最も多く、さらに進んで「熟成堆肥の施用」と答えた農家が、他の経営形態と比較して一段と多い。

これに対し、単作的な稲作・畑作農家では、現在の実施状況は「作物残渣のす

表II-24 経営形態別の地力維持対策

(単位：戸、%)

		稲作	畑作	稲+畑	畜産	野菜
合 計		212 100.0	48 100.0	132 100.0	27 100.0	31 100.0
土作りについていること	田 畑 輪 換	9.0	4.2	10.6	-	3.2
	畑 作 輪 作	2.8	16.7	10.6	11.1	12.9
	綠 肥 す き 込 み	6.6	14.6	16.7	7.4	25.8
	作物残渣すき込み	9.9	22.9	13.6	-	6.5
	有 機 肥 料 投 入	10.4	27.1	25.0	14.8	32.3
	わ ら 堆 肥 の 施 用	18.4	8.3	33.3	22.2	-
	わ ら + ふ ん 堆 肥 施 用	3.3	12.5	16.7	55.6	45.2
	特 に な ら に し な い	20.3	18.8	6.8	3.7	3.2
	そ の 他	0.5	-	1.5	-	-
堆肥して十 分 分足 足 足 い 他	野 菜 は 十 分	8.5	10.4	25.0	48.1	48.4
	畑 作 物 は 十 分	2.8	4.2	4.5	14.8	-
	稻 作 作 物 は 十 分	7.1	-	10.6	14.8	3.2
	全 体 体 質 に 充 分	3.3	-	3.0	11.1	3.2
	全 体 体 質 で 不 足	37.3	54.2	37.1	22.2	35.5
	良 そ の 他	9.4	4.2	13.6	11.1	3.2
		1.9	-	1.5	-	-
堆肥の確保仕方	農 協 の 韓 旋	3.8	16.7	15.2	7.4	38.7
	管 内 外 農 家 の 韓 旋	3.8	14.6	12.1	-	25.8
	管 内 外 農 家 の 韓 旋	0.5	2.1	2.3	-	3.2
	自 家 成 園 有 限 の 韓 旋	36.8	33.3	47.0	33.3	25.8
	既 成 園 有 限 の 韓 旋	12.3	20.8	18.2	3.7	22.6
	そ の 他	2.4	4.2	1.5	25.9	-
今後重視複数回答のこと	合 無 田 畑 作 わ ら 堆 肥 熟 成 堆 肥 生 産 施 用 保 有	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	回 転 輪 輪 構 施 設 計 転 土	43.4	41.7	26.9	31.5	25.8
	耕 作 構 施 設 計 転 土	8.5	4.2	8.3	5.6	4.8
	整 地 構 施 設 計 転 土	0.7	5.2	2.7	-	6.5
	整 地 構 施 設 計 転 土	19.3	3.1	18.6	7.4	9.7
	整 地 構 施 設 計 転 土	8.0	13.5	11.4	20.4	14.5
	整 地 構 施 設 計 転 土	3.8	6.3	8.7	18.5	12.9
	整 地 構 施 設 計 転 土	5.9	12.5	9.8	7.4	9.7
	整 地 構 施 設 計 転 土	6.6	7.3	8.0	7.4	6.5
	整 地 構 施 設 計 転 土	0.2	2.1	2.7	-	6.5
	整 地 構 施 設 計 転 土	1.7	3.1	3.0	1.9	3.2
	そ の 他	1.9	1.0	-	-	-

(資料) アンケートによる。

注) 野菜農家は販売金額の1位の部門が野菜の農家。他の経営形態は農家の回答による

き込み」や「わら堆肥」が主で、「特になにもしない」も20%近くに登り、畜産・野菜農家に比べて一段劣った取り組み状況にある。しかし、堆肥の充足状況についても「全体的に不足」が稲作で37%と若干高く、畑作では54%に及んでおり、現状についての問題意識は高いことが示されている。今後の意向についても、稲作農家が「わらの処理」を指向しているのに対して、畑作農家は「堆肥確保」「堆肥施用」が多く、その問題意識は畑作農家の方で高いことが示されている。

こうした状況は、地力維持への対応が、とりわけ転作の連作を続けてきた畑作を中心とした農家で最も困難であり、連作問題がこの経営形態で強く現れていることによるものであろう。また、稻作農家は不足状況にあるという認識を持ちながらも、灌水によって一応連作問題は回避しており、緊急に対応することはそれほど考えていないということを示しているものと思われる。

この様に、経営形態によって、堆肥の利用に対する問題意識に格差があり、利用の必要性への認識の格差があることが利用面での問題である。

(4) 家畜の導入と堆肥の利用事例とその条件

野菜を中心している農家で、堆肥の利用への認識が高いことは、野菜生産自体が地力を著しく減耗させるということにもよるが、それだけではなく、生産者のグループの中での、多様な努力を背景にしている。

T-13農家は52才で、916aの比較的規模の大きい農家であり、水稻630aに加えて、昭和56年から三つ葉、57年からピーマン、59年からメロン、さらにメロンの後作として小かぶ、平成2年からはえんどう豆を作付けるというように、合計55aに多様な野菜作付けを行っている。地形の劣悪な借入地に牧草を生産し、この草を利用して、堆肥取りのため4年前から農耕馬を飼養開始し、現在2頭となる。家族は息子がまだ就学中であり、労働力は妻と2人で、調査に伺った時もハウスの中で忙しそうに働いていたように、精力的な農家である。

この農家は野菜については、反当5トンの堆肥を投入しているが、2頭の馬では不足しており、受託の馬飼養農家から4~5tの馬糞を購入し、麦作農家から麦旱の梱包を50個購入して、堆肥を積んでいる。馬の飼養はかつての馬耕時代の馬小屋を使用し、夏場は草に農薬が散布されていることと種付けのために、日高に放牧に出しているため、この間の糞尿の収集は出来ない。また、農協で斡旋している豚糞堆肥は、切り返しが必要であり、すぐに使えないで利用していないとのことである。

この農家の場合、堆肥の投入は野菜を生産し始めた当初から行われているが、自ら家畜を飼養し始めた理由については、野菜を生産し初めて10年以上たち、「そろそろ連作問題がでそうになってきた」というように、連作障害を回避するためということであるが、それだけではなく、部会では施肥方法なども会員内で調整しており、普及員の援助を得て施肥設計を行い、堆肥を4t投入するように取り決めているという、試行錯誤の積み重ねが背景にある。そして、この農家の場合、ピーマンの部会でトップグリーンの銘柄で共同出荷を行っているが、品質の統一による、銘柄の確保など、販売戦略と結び付きが、背景にあることは言うまでもない。

つまり、堆肥の投入に対する効果や目的が明確になっていることが、他の経営形態との堆肥の施用のあり方との格差となって現れているとみられる。

（5）堆肥の生産と利用の調整

農協では、養豚農家の堆肥を斡旋しており、その斡旋量は堆厩肥で昭和60年の90トンから、平成2年には800トンへと、年々増加傾向にあった。しかし、農協の斡旋では不足しており、経営内から堆肥を確保できない野菜農家は、40%近くが農協から堆肥を取り寄せているが、それだけでなく個人的なつながりを利用して、26%の農家が直接個人の農家から取り寄せている。

この様に農協以外のルートを利用するには、農協の斡旋が量的に不十分であるということ以外に、聞き取り調査をおこなった農家の話では、豚糞を中心のため熟成期間が必要であったり、不純物が混入しているという問題も背景にはある。

以上検討した点から、堆肥を確保する上では家畜飼養の増大は必要不可欠となるが、堆肥としての利用の条件を確保する上では以下の点が課題となろう。

第1に、堆肥投入の効果や目的の明確化である。土壌診断や施肥設計に基づいて、堆肥施用の計画化が必要であろう。さらに、こうした生産方法を取ることが、販売戦略とどう結び付くかという、生産から販売までの計画性に基づいた堆肥の施用を行うことである。

第2に、堆肥の確保の問題である。個別農家レベルでは家畜の飼養方法を集約化することが必要となる。全部の農家が家畜を飼養するようになれば、個々の農家の内部で堆肥の生産と使用が一貫して行われることになるが、施設投資や労働力の面から、単純にこうしたことは可能になっていない。農協による家畜導入のための飼養施設の設置や、生産された堆肥を堆積し熟成するための施設など、協同によるメリットの追求が必要であろう。

4) 野菜導入農家の性格と拡大条件

東旭川農協管内の野菜作付は、農協、普及所、旭川市内卸売業者などの協力で大きく伸長した。しかしここ2～3年は停滞もしくは減少傾向にあるのが実状である。流通面での詳しい動向はⅢに譲るとして、ここではどのような農家が野菜を導入したかという点、さらに今後、野菜を拡大していくための生産面における条件を考察する。

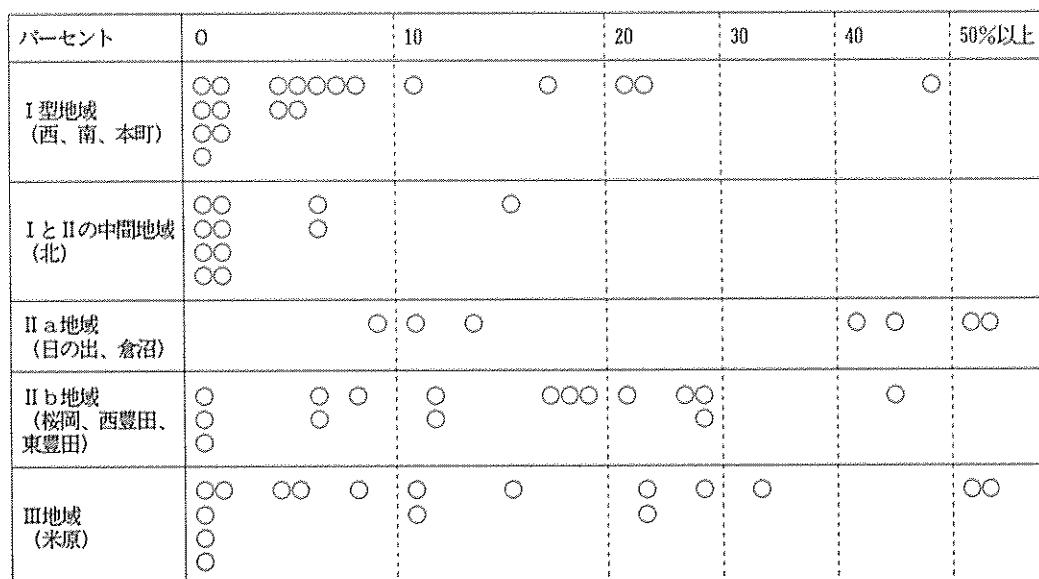
表II-2.5 そ菜部会員の特徴

(単位: 戸)

		農家戸数	そ菜部会員	非そ菜部会員
合計		66	20	46
経営規模	1ha未満	13	1	12
	1~2	8	1	7
	2~3	11	3	8
	3~4	12	4	8
	4~5	4	3	1
	5~6	3	1	2
	6~7	5	2	3
	7~8	1	1	—
	8~9	1	1	—
	9~10	1	1	—
経営主年齢	10ha以上	7	2	5
	20才代	1	—	1
	30才代	7	4	3
	40才代	11	6	5
	50才代	21	6	15
	60才代	21	1	20
	70才代	2	2	—
	80才代	1	—	1
	不明	2	1	1
基幹労働力数	0人	10	0	10
	1	21	5	16
	2	30	12	18
	3	4	2	2
	不明	1	1	—

(資料) 聞き取り調査による。

図II-1.4 そ菜部会員参加率(農事組合別)



(1) 野菜作農家の性格

表II-25には、調査対象農家のうち農協のそ菜専門部会員とそうでない農家とにわけてそれぞれの性格を示している。単に野菜を作付いているだけではなく、販売まで行っていると考えられるそ菜部会員には、比較的経営規模が大きいこと、経営主の年齢は若く、基幹労働力人数も充実しているという性格がみられる。経営主の年齢が50歳未満の比較的若い農家でも、半数程度は野菜が導入されていないが、これらの経営主は兼業に従事し、基幹的な農業労働力とはなっていない農家の場合である。また、経営主が70歳代という高齢であっても野菜を導入している農家が2戸みられるが、そのうち1戸は40歳代の息子が基幹労働力となっている農家である。

さらに図II-14には、農事組合を野菜農家の構成比率で分類して示した。野菜農家が20%以上を占める農事組合はⅡ型やⅢ型地域に多く存在しており、野菜農家は特定の地域に存在していることがわかる。

このように、野菜の導入は経営規模や年齢、さらに地域的にみても、特定の農家層に偏って行われていることが示されている。比較的経営規模が大きく、比較的若い年齢層の農家に野菜導入が導入され、このような農家が比較的多いⅡ型地域に、野菜導入農家が集中的に存在していると言えよう。

(2) 野菜導入の経緯

野菜導入の経緯は1960(S35)年代にⅢ型地域で大根の導入にはじまり、ついで1970(S45)年代に先駆的な農家で導入され、1980(S55)年代の転作強化のあと急増するというように、3つの時期に分けられる。

まず、大根の導入は畑作地への作付という点で他の作物・地域とは異なった経過であった。米作に不利な農家が所得確保のために、農事組合単位で導入にふみきったようである。畑作としても経営規模が大きくなれない農家が、農業専業でやっているこうとした選択の結果である。

また、1970(S45)年に始まる転作を契機として、先駆的に野菜を導入した農家は最初からある程度経営規模の大きな農家が野菜の導入にふみきっている。転作開始にあたって東旭川では希望転作によって割当配分が行われたが、その結果、比較的規模の大きい農家が稲作専業農家として残り、規模の小さい農家で兼業化が進んだ。全面転作に踏み切る農家が多く、稲作専業農家は転作する必要に迫られなかった。水稻価格も比較的安定的で、稲作だけで経営が成り立つ時代であった。従って、農協の販売・営農指導体制は十分ではなく、栽培技術や流通体制の未確立、施設投資の回収の不安定性などのリスクが大きかった。当時、野菜導入を試みた農家は、例えば4Hクラブの仲間で栽培技術を学び合い、販売は旭

川の卸売業者に直接もっていくというふうに、農家独自の対応が中心であった。情勢の変化を早くつかみ、まだ稻作だけでもやっていけるにもかかわらず、野菜の導入に踏み切った農家であり、リスクに耐えられる経営規模の大きい農家で、野菜の導入が行われた。

その後、稻作の生産環境は悪化し、水稻単作的な経営の維持は困難となってきた。経営規模の拡大は地価の上昇により困難であり、兼業化が進んだ。経営規模の小さな農家は通年で、夫婦そろって兼業に出、規模の大きな農家は臨時的な兼業へというように、兼業化は規模の差を伴って進んだ。兼業に従事する機会の差がその後の野菜導入に大きな影響を与えた。

1980(S55) 年代は転作率が高まり、希望転作のみの転作割当は不可能になったため、処分できない分は均等に配分された。今日野菜を導入している農家の多くはこれを契機に導入するようになった。この時点では、すでに兼業化が進んでおり、労働力のある農家は比較的経営規模の大きな農家だけになっていた。不十分ながらも徐々に農協の販売・営農指導体制、部会体制も整い始めており、施設投資についても農協と市から補助ができるようになっており、かつてと比べるとリスクは比較的小さい状況の中での野菜の導入であったとみられる。なんとか農業専業として自立を強く望む若手の農家が野菜の導入にふみきった。

このような結果、現在野菜を導入した農家は、比較的経営規模の大きい、若い農家層に集中している。

小規模の農家では農業専業を維持するために、大規模な施設投資を行って野菜を導入する場合が多く、しかも兼業を続けていたため農業に対する知識が不足し、施設投資の償還と技術の稚拙さから結局失敗に終わったケースが多いようである。調査対象農家にも表II-25のように3ha未満にも野菜農家がみられる。このうち経営規模が76aで野菜を導入している農家は、経営主の祖父が野菜生産に取り組み、補助的に通年兼業の経営主が作業を手伝っているが、経済的には経営主の兼業収入への依存が大きい。また、1戸はメロンと稻作経営の農家であるが、メロンの収入が思ったほど上がらず、規模縮小して兼業に力を入れていきたいと考えている。また、もともと小規模であっても農地を借りることによって、稻作収入を増やすと同時にピーマンを導入する農家はみられた。野菜導入による収入増だけでは農業専業でやっていくには不十分なためということであった。

このように、野菜を導入して、農業専業で経営を成り立たせるには、ある程度の経営規模は必要条件になっているようである。

(3) 野菜产地拡大への課題

現在の野菜農家の今後野菜の作付拡大の意志はほとんどみられない。その大き

な理由は労働力の問題である。経営主が50才以上の農家では高齢化と後継者の問題で、50才以下の農家でも労働力を雇用しなければ、これ以上の拡大は無理と考えている。しかし、雇用労働力の調達は困難であり、家族労働力ができる範囲で、野菜を効率よく生産することを考えている農家がほとんどである。

既存の野菜農家ではこれ以上の作付拡大は難しく、高齢化も着実に進んでいるため、管内全体では野菜の作付戸数、面積が停滞している。野菜作付を増加させるためには、まだ野菜を導入していない農家が、新たに作付けを開始することが必要となる。

若手農家の中にもまだ野菜を導入していない農家が多数存在することは事実である。野菜を作付けしていない専業農家は経営面積が大きいことや兼業により、集約作物の導入は困難である。兼業との競合を解消するためには、野菜が兼業よりも収益が上がる市場条件の整備が必要である。また、農業だけで生計費が賄えるように、野菜だけではなく稻作や一般畠作物で一定の経営規模を確保できるように、土地条件を整えることが必要となる。

高齢化対策は、野菜を作付けしていない農家だけではなく、野菜農家でも後継者がいない場合は緊急の課題となっている。このため、野菜農家の間でも高齢化に従っていかなる方向をとるべきかが検討されている。その第1は、高齢になってしまっても生産しやすい野菜品目の検討である。手間はかかるが小面積で高収入が得られるきぬさやえんどうや、重量野菜はやめてみつばのような軽量野菜、収穫適期が長いねぎ、選別が楽なターサイなど農家の意見は様々である。①重量野菜でないこと、②手間があまりかからないことが共通している点であろう。調査対象農家でも70歳を越えても基幹労働力として野菜作に従事し、ミニトマト、しとう、みつばなどの軽量の施設野菜を行っている事例がある。この他に経営主60歳以上で野菜を導入している農家は3戸であり、どの農家も野菜収入の面では小さいものだが、産地としてまとまれば大きなものになる可能性はある。

また第2に、稻作を作業委託して野菜作を行うという方向である。機械作業を若手に依頼し、手作業を高齢者が行う方向である。調査農家の中でも、基幹労働力が高齢で野菜を導入し、稻作は作業委託している農家がみられた。また、経営主は30代の若手であるが、ピーマンを中心栽培している農家で、1989年に稻刈りの機械更新をしないで、作業委託に出している農家もみられる。野菜からの収入が米を上回っており、野菜以外の部門について新たな機械投資をするよりは作業を委託にだした方がいいと考える農家もある。

今後このような例は、高齢化とも関係して増加していくことと思われる。その場合、現在の作業受委託組織の整備と農協が自ら作業を請け負う体制も考える必要があると思われる。

III 青果物の販売諸形態と産地再編

1. 野菜生産の伸長と多様な販売ルートの形成

1) 東旭川の市場・流通条件

1978年に水田利用再編対策が始まり、これまでの稲作減反政策が強化された。これをきっかけに、北海道内の水田地帯の多くは転作作物として野菜を導入し、かくて野菜の生産が急増するに至った。東旭川は、旭川市内においては新興産地であり、最後発グループに属している。

旭川市内における野菜産地形成を問題にする際、もうひとつ無視できないことは、市内に開設されている2つの地方卸売市場と1青果問屋の存在である。従来から、これらの青果業者はその分荷能力に優れ、同市近郊はもちろん、道北・道東・中空知をほぼその商圈に収めてきた。そして、一部の先駆的な生産者は、これらの市場・問屋に個人的に結び付きを保っていた。

2) 多様な販売ルートの形成

このような市場・流通条件のなかで、旭川近郊においても野菜生産が急増するに至った。しかし、それは十分組織化された上での生産・販売ではなく、個人的な対応が主だったので、その生産物の多くは地場市場である上記2市場・1問屋に流入することになったのである。これら近郊産野菜の急増によって地場市場の価格は低迷・暴落することになったが、制度上受託拒否ができず、有利販売のためには自ら新たな販路開拓に乗り出さざるを得なかったのである。

それに対し、農協はリスクを嫌って野菜の販売取扱を敬遠するなど取り組みが遅れ、市場側に比べて後手に回る結果になったが、東旭川農協でも83年にそれまでのそ菜部会を品目別の組織に再編成し、また園芸通信『やさい村』を発刊するなど、具体的な取り組みを開始し、また、旭川青果連も86年から職員の常駐化が実現し、広域共販への体制が整えられるに至った。

このように、旭川市内においては地場市場、農協、青果連など、様々な流通主体によって産地形成が進められた結果、多様な販売ルートが形成されることになった。

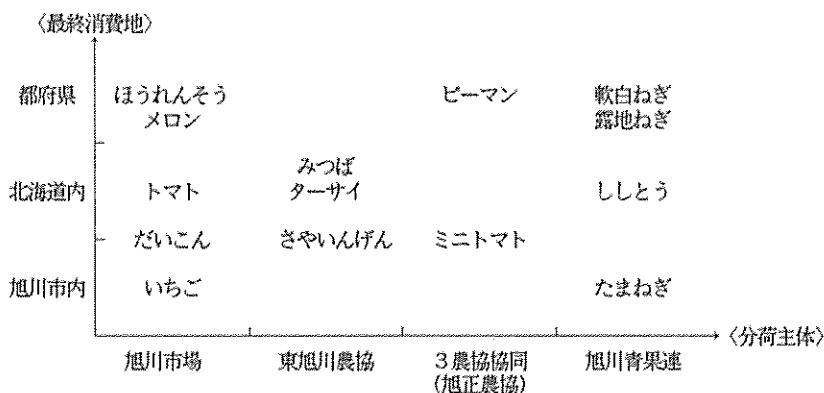
図III-1は、この中で代表的な2つのルートを示したものである。①ではほうれんそうを典型とする地場市場主導型品目の道外移出ルートを、②では軟白ねぎ

を典型とする青果連主導型品目の移出ルートを示した。これを、さらに全品目について、分荷主体と最終消費地を軸にして分類したものが図III-2である。分荷主体については、最終消費地に照らし合わせて、実質的にどの流通主体が分荷機能を担っているかを基準に、最終消費地については、複数の該当地域がある場合、より遠隔地の方を優先して分類してある。これによれば、北海道内、都府県向けても、大きく分けて旭川市場によるものと農協・青果連主導によるものとの2種類が並存しており、両者は品目的に棲みわけながら管外移出を行っているのである。

図III-1 東旭川産青果物の道外移出ルート

- ① 地場（旭川）市場主導型 …… ほうれん草など
生産者 → 東旭川農協 → 旭川市場 → 道外量販店 → 消費者
- ② 青果連主導型 …… 軟白ねぎなど
生産者 → 東旭川農協 → 旭川青果連 → 道外卸売市場 → 小売店 → 消費者

図III-2 東旭川産青果物の分荷主体と最終消費地



資料：関係各機関における聞き取り調査。

- 注1) 〈分荷主体〉については、全品目とも商流上は必ず東旭川農協・旭川青果連を経由しているが、ここでは最終消費地と照らし合わせて、実質的な分荷機能をどの流通主体が担っているかを基準に判断した。
 2) 〈最終消費地〉について、複数の該当地域がある場合には、より遠隔地の方に分類した。
 3) 旭川市場は旭一・丸果の2地方市場の他に浅田青果も含めた。
 4) 3農協協同とは、東旭川・旭正・永山の3農協（ミニトマトは前2農協）が協同して市場対応している品目で、分荷権は旭正農協にある。

表III-1 東旭川農協青果物・花卉取扱高の推移

品目	年	(単位：百万円)									
		1980	81	82	83	84	85	86	87	88	89
総販売高 A		3,059	2,776	3,213	2,275	3,681	2,953	3,567	2,929	2,974	3,033
野菜販売高 B		54	73	92	164	253	361	334	352	393	440
果実 C		2	2	2	1	1	1	1	1	1	0
花卉 D		6	6	6	7	5	8	8	23	34	50
B+C+D		61	81	99	172	259	370	343	375	427	490
(B+C+D)/A×100%		2.0	2.9	3.1	7.6	7.0	12.5	9.6	12.8	14.4	16.2

資料：北海道『農業協同組合要覧』各年次版。

注1) 各項目とも、当期販売取扱高の値。

3) 農協による青果物販売高の推移

ここで、東旭川農協による青果物販売高の推移を見ておく。表III-1によれば、米麦を含む総取扱高は減反・米価抑制政策などの影響で、1984年をピークにして停滞的である。これに対して、青果物・花きの販売高は80年代以降、順調に増加し、野菜については83~5年にかけて、花きについては86年頃を境にして急増しており、この10年間で取扱高、および総取扱高に占める園芸品目のシェアとともに約8倍となっている。

次に、表III-2~7によれば、野菜の作付面積・出荷量・販売金額などは、全体として順調に伸びているが、生産者数のみは87年をピークにして停滞傾向にある。これをさらに、青果連による全市共計品目、旭正農協を中心とする地域共計品目、東旭川農協単独の共販（会員共計）品目に大別して、その特徴をみていく。

ア 青果連による全市共計品目

現在、青果連は8品目について分荷権をもって全市共計を行っているが、東旭川農協の主要品目となっているのは軟白ねぎなど4品目である。これら全市共計品目は、作付面積・出荷数量・販売金額などは順調に伸びているが、生産者数が87年前後を境に伸び悩んでいる。

イ 旭正農協を中心とする地域共計品目

旭川市内東部には、旭正農協を中心とする地域共計品目としてピーマン、トマト、ミニトマトの3品目がある。このうちトマト、ミニトマトについては、すべての指標において生産が順調に伸びていることを示している。これに対してピーマンは、1984年を境にして一旦減少し、徐々に生産が回復しつつあるという動きを示す。

ウ 東旭川農協単独共販品目

ここには、文字どおり東旭川農協が主体的に導入した品目の他に、冒頭で述べた地場市場主導による導入品目も含まれている。前者は軟白・刈みつばを典型とするが、これらは生産者・出荷量は順調に伸びているが、作付面積が停滞・減少傾向にある。後者にはだいこん、メロン、ほうれんそうが分類されるが、これら3品目は各指標とも減少傾向が明瞭にみられ、生産の縮小が顕著であるといえる。

このように、品目別の諸指標の動向は、各品目がどのような経緯で導入され、どのような販売形態を探っているかによって大きく異なっている。具体的には商系よりも農協が主導する品目、かつ、より広域で取り組まれている品目において生産・販売が順調に推移していることが分かる。これは、農協系統主導で、より広域的な共販の方が有利販売に結びついていることを傍証するものであると考えられる。そこで次に、それぞれ典型的な品目を選び、導入の契機から部会活動、

共販の現状を詳述し、そこでの問題点を指摘したい。

表III-2 野菜作付面積の推移

(東旭川農協、単位：a)

品目＼年	1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ			140	200	210	228	240	237
	7	110	30	-	-	-	350	550
** ししとう レタス		40	36	41	57	52	53	59
			80	100	160	160	165	64
** ピーマン ミニトマト トマト	60	340	266	256	251	247	240	275
				15	36	48	56	59
				21	30	51	57	51
*** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	350	430	370	160	225	250	170	160
	15	40	27	60	40	45	40	50
	90	80	70	70	64	64	64	73
	100	150	150	150	150	150	150	150
*** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	33	40	50	30	30	30	40	60
	200	300	440	600	400	327	400	120
	490	590	1,400	1,180	1,036	800	800	780
	2,000	2,000	1,800	1,800	1,800	1,600	1,500	1,300
合計	3,831	5,180	5,759	5,589	5,399	4,912	6,000	

資料：東旭川農協業務資料。

注1) * 旭川青果連による全市共計品目。

** 旭正・東旭川・永山(ピーマンのみ)3農協による地域共計品目

(事務局：旭正農協)、

*** 東旭川農協単独共販（会員共計）品目。

表III-3 野菜生産者数の推移

(東旭川農協、単位：人)

品目＼年	1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ			19	21	19	19	17	17
	1	23	3	-	-	-	4	11
** ししとう レタス		16	13	14	20	18	18	17
			7	7	6	11	13	11
** ピーマン ミニトマト トマト	18	50	38	33	30	26	21	18
				8	12	14	15	15
				2	3	6	6	5
*** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	9	8	8	4	4	6	5	6
	9	12	15	16	18	17	17	19
	14	12	10	8	8	9	8	14
	3	5	3	3	3	3	3	3
*** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	4	4	4	3	3	6	8	6
	21	21	28	40	21	37	36	41
	28	31	44	38	34	28	20	24
	20	20	18	20	18	16	16	15
合計延人数	179	256	230	239	216	224		
実人數	82	145	143	146	147	137	136	

資料：表III-2と同じ。

注1) "

表III-4 野菜出荷数量の推移

(東旭川農協、単位:t)

品目＼年		1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ	軟白ねぎ			124	165	191	207	169	153
	長ねぎ	5	41	3	2	1	-	68	94
** ししとう レタス	ししとう		23	19	21	25	26	26	31
	レタス	7		6	16	15	29	31	25
*** ピーマン ミニトマト トマト	ピーマン	51	282	233	219	195	215	211	266
	ミニトマト				8	27	31	34	34
	トマト			23	33	50	65	61	
**** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	軟白みつば	10	10	7	6	7	7	8	8
	刈みつば	4	6	4	8	8	8	8	10
	サヤインゲン	19	21	17	19	17	16	13	17
	いちご	8	9	16	16	12	12	16	12
***** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	きゅうり	44	45	45	30	38	44	60	42
	ほうれんそう	17	18	29	38	38	32	33	30
	メロン	134	157	327	287	209	230	197	201
	だいこん	648	713	722	519	628	482	498	461
合計		947	1,324	1,552	1,377	1,444	1,389	1,437	1,438

資料:表III-2と同じ

注1)〃

2) 1990年は11月末までの実績であり、同年の()は出荷中の数字。

3) 合計値は、上記15品目のみの合計。

表III-5 野菜販売金額の推移

(東旭川農協、単位:千円)

品目＼年		1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ	軟白ねぎ			41,593	54,370	63,939	73,774	68,257	49,396
	長ねぎ	2,218	11,651	289	-	-	-	17,945	29,709
** ししとう レタス	ししとう		13,659	14,922	17,058	20,179	22,557	23,937	31,868
	レタス		1,323	1,867	2,301	4,425	5,028	6,462	
*** ピーマン ミニトマト トマト	ピーマン	15,762	64,749	92,658	58,475	55,318	65,884	58,236	80,761
	ミニトマト				4,844	11,987	16,624	20,076	16,483
	トマト				6,460	8,907	12,673	14,526	14,078
**** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	軟白みつば	14,052	11,210	7,636	5,402	11,078	8,834	13,298	6,644
	刈みつば	1,649	3,074	2,808	3,702	5,138	4,627	5,173	6,224
	サヤインゲン	10,382	7,972	8,056	7,898	7,417	6,838	5,095	7,145
	いちご	6,865	7,970	11,636	10,348	7,457	6,563	12,357	11,037
***** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	きゅうり	6,215	5,051	5,432	4,021	5,266	6,152	8,072	6,967
	ほうれんそう	7,200	7,305	13,456	13,011	15,606	15,381	32,674	15,432
	メロン	41,959	51,242	102,398	91,284	74,678	87,529	82,287	80,859
	だいこん	38,230	34,940	33,917	19,739	33,919	24,086	27,315	24,185
合計		163,988	253,362	360,885	333,672	351,629	392,543	440,271	432,565

資料:表III-2と同じ

注1)〃

2) 1990年は11月末までの実績であり、同年の()は出荷中の数字。

表III-6 kg当り野菜販売単価の推移
(東旭川、単位:円/kg)

品目＼年	1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ	-	-	335	329	334	356	405	322
	440	285	113	548	402	-	264	316
** ししとう レタス	-	589	794	798	806	865	915	1,022
	242	-	210	115	155	151	163	253
** ピーマン ミニトマト トマト	308	230	397	267	283	307	276	303
	-	-	-	610	450	539	587	480
	-	-	-	283	267	252	224	230
*** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	1,428	1,172	1,037	951	1,561	1,245	1,688	773
	452	527	629	458	668	600	658	612
	537	376	466	412	443	426	382	432
	795	847	735	628	615	546	796	939
*** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	142	112	122	136	137	140	133	165
	423	410	467	341	414	474	476	510
	312	327	313	318	358	380	417	402
	59	49	47	38	54	50	54	52

資料:表III-2に同じ

注1) "

2) 1990年は11月末までの実績であり、同年の●は出荷中の数字。

表III-7 10a当り野菜販売金額の推移

(東旭川、単位:千円/10a)

品目＼年	1983	84	85	86	87	88	89	90
* 軟白ねぎ 長ねぎ			2,971	2,718	3,044	3,235	2,844	2,084
	3,169	1,059	96	-	-	-	512	540
** ししとう レタス		3,415	4,145	4,140	3,540	4,337	4,516	5,282
		165	186	143	278	304	1,009	
** ピーマン ミニトマト トマト	2,627	1,904	3,483	2,278	2,203	2,667	2,426	2,936
				3,229	3,329	3,463	4,176	2,793
				3,076	2,969	2,484	2,548	2,760
*** 軟白みつば 刈みつば サヤインゲン いちご	401	261	206	337	492	353	782	388
	1,099	769	1,040	617	1,284	1,028	1,293	1,244
	1,154	997	1,151	1,128	1,158	1,068	796	978
	659	531	776	689	497	437	823	783
*** きゅうり ほうれんそう メロン だいこん	1,883	1,263	1,086	1,340	1,755	2,050	2,018	1,161
	360	244	306	216	391	470	389	1,218
	893	869	731	773	720	1,094	1,028	1,036
	191	175	188	109	188	151	182	186

資料:表III-2に同じ

注1) "

2) 1990年は11月末までの実績であり、同年の●は出荷中の数字。

2. 地場市場主導型産地形成と自立的共販への胎動

1) 野菜産地化の開始 ーだいこんー

米飯川上流の瑞穂地区において、だいこんが導入されたのは1960年頃であり、東旭川での本格的な野菜産地化としては、最初のものであった。当初は個人出荷であり、農協は全く関与していなかったが、75年頃から農協にて取り扱うようになっている。

農協で野菜を取り扱い始めた当初は、だいこんがそのほとんどを占めており、農協そ菜部会長もだいこん生産者の代表が歴任していた。主な部会活動としては、講習会は青空教室を約3回、視察も年1回行っている。しかし、品種不統一、出荷計画も個人の判断に任されていて調整もしないなど、生産者のまとまりは弱く、部会活動も不活発である。

出荷先は従来から旭一市場のみであり、仲卸業者も大果・道北フルーツの2社に固定している。出荷されたものの一部は、仲卸によって道内各地へ転送されている。生産者による個人持込みも多く、漬物用については仲卸の指示によって生産者がスーパーへ直送している。このように、販売面においても依然として、個人出荷的な性格が強く残存しているといえよう。

現在、だいこんについて問題になっていることは、生産者のまとまり、技術の標準化であり、また、集荷場の統一も課題である。

2) 地場市場依存型野菜導入と農協による多元販売化 ーほうれんそうー

ほうれんそうは1975年頃、旭川丸果の働きかけで導入された品目である。当時、ほうれんそうは旭川近郊における転作野菜として、供給過剰化しつつあった。これを打開するため、旭川丸果はダイエーと提携して道外移出を始めたが、安定的な供給体制を確立するため、周辺の産地開発を積極的に行った。東旭川も、そのひとつとして産地化されたのである。農協取扱となるのは、1981年である。

部会活動は、当初は活発であったが、徐々に不活発化してきた。現在では講習会が年に1回、視察は行っておらず、新規加入者に対する出荷規格の指導についても、部分的に旭川丸果に依存している。

出荷方式は個選共計であるが、農協検査体制がなく、検査は旭川丸果が自社の予冷庫の手前で行っている。この検査結果に対する関心から、中核的な生産者ほど個人持込みが多くなる傾向がある。旭川丸果における価格形成は日々のセリ取引と、道外移出向けの予約相対取引との2種類がある。予約相対取引においては、

1週間ごとに旭川丸果と農協とが交渉して翌週の規格別単価を決めている。

出荷市場は89年まで旭川丸果1市場であったが、90年の価格高騰を契機に札幌丸果への出荷も並行して行った。これによって、出荷の際には農協集荷場に一旦集め、日々検査をする体制が確立しつつある。

このように、地場市場主導で導入されたほうれんそうについても、徐々に自立的な共販への胎動が始まっているといえる。これから課題としては、中核的生産者の層の薄さをどう克服するかがポイントである。と同時に、90年に試行的に行った札幌丸果への出荷をどうするのかなど、出荷市場の再検討、再編も避けて通れない問題であろう。

3) 地場市場による産地開発と生産者組織の能動化 メロン

メロンは1982年、生産者、農協職員、普及員の3者で市内2市場1問屋を回り、当時、唯一赤肉の品種に力を入れていた旭川丸果のIKを選択して導入したものである。生産者組織としては、初年度は任意組合として、翌83年から農協を菜部会の1子部会として位置づけられている。この部会を単位として、さらに旭川丸果を事務局とするIKメロン生産協議会に属することになった。産地開発にあたっては、旭川丸果会長が直々に音頭をとり、種子はもちろん、当初は生産資材からすべてを一元的に供給するなど、生産者丸抱えと言えるほど徹底したものであった。特に、種子の調達が旭川丸果に一元化されているため、販売面での生産者・農協の自由度はゼロであった。

その後、他市場・問屋においても赤肉品種の開発が進んだのを受けて、東旭川メロン部会では、1985年にIKからエルシーへの品種の転換を行った。エルシーはIKに比べて栽培は難しいものの、収穫適期に幅があり、収穫後の棚もちも良いという品種特性をもっていたため、転換に踏み切ったのである。その際、部会分裂などの危機もあったが、エルシーの方が市場評価も高かったことから、部会員全員での転換が実現したのである。

エルシーメロンも浅田青果によって種子の供給が独占されているため、IKと同様、農協・生産者の側に販売の自由度はない。浅田青果に出荷されたメロンは、道外の量販店・卸売市場へと移出されている。

エルシーメロンについても15農協が参加するエルシー生産協議会が組織されており、事務局を浅田青果に置いている。しかし、同生産協議会は、出荷の際の単協名の明示化の実現、あるいは会員農協に対する種子の配分権の保持など、生産者団体としての一定程度の自主性を確保している。

このように、メロンについては販売面での弱さを宿命的に抱えている反面、生

産者組織としては団結力を発揮し、有利販売への模索を行っている。これから課題としては、「ヒモつき」でない独自の品種の開発・調達、それを基礎とする独自の販売戦略の構築が中心となろう。また、現在の体制においても、品質評価の際に形状だけでなく、味覚面の評価を入れるなどの検査体制の改善が求められる。

3. 農協・青果連主導型の産地形成と販売組織

1) 東旭川農協による共販の開始；会員共計 一みつば一

みつばの導入は、日の出地区の生産者2名が1977年、東川農協の部会に加入して栽培を始めたのがきっかけである。東川農協とコネクションは、両農協組合員間の親戚関係から生まれた。当初、東旭川農協は全く関与していなかったが、管内の他の生産者の中にも栽培希望者が出てきたのを契機にして、1981年、東旭川農協でも取扱を始めたのである。

部会員は現在6名（日の出2、豊田3、瑞穂1）であり、部会活動も活発に行っている。品種は「柳川1号」に統一し、講習会を年3回、普及員を招いて行っている。また、83年から市場視察として札幌丸果へ年1回行くのに加え、86年からは先進産地視察をも実施するようになっている。

出荷方式は他品目と同様、個選共計であるが、格付けのための検査を農協集荷場にて毎日、全出荷者の荷を対象に行っている。出荷先は全量札幌丸果であるが、特に軟白は正月需要に向けた12月下旬の出荷がメイン（軟白出荷量の90%）であり、この期間については全量、札幌丸果との予約相対取引となっている。

このように、みつば共販は、部会活動においても販売面についても注目に値するのであるが、問題点がいくつか指摘されている。そのひとつは労働力不足である。とくに秋の掘りとり作業におけるそれは深刻であり、適当な機械の開発が待たれる。また、収穫作業についても時期が集中するため、雇用を導入せざるを得なくなってしまっており、そのピークの緩和が望まれる。この対策としては、予冷庫の整備、利用による収穫作業の前倒し化などが考えられよう。

2) 旭正農協を中心とする地域共計 一ピーマン一

ピーマンは1982年、普及員の指導で東旭川・旭正の2農協にて試作したのが栽

始まりである。翌83年、さらに永山農協も参加し、初年度から青果連の地域共計品目として広域共販が実現している。

共販にあたっては、品種を「あきの」に統一し、これに「トップグリーン」というブランド名を付して有利販売を図っている。部会活動としては、共同育苗を部会員の圃場にて行い、講習会として青空教室を年3回、市場・先進地視察を各1ヶ所ずつ実施するなど、活発に展開している。

出荷方式は、東旭川・旭正に共選機を導入して共選共計（永山産は旭正にて共選）体制を敷いている。出荷先の決定は出荷期間に入る前に3農協で概ね決めておき、日々の分荷権は旭正農協に一任している。具体的な出荷先としては当初、札幌丸果のみであったが、現在は旭川2市場1問屋、釧路中央市場を加えた計5市場を基本にし、春先を中心に全農戸田集配センター・大田東一・静岡・徳島など道外市場へも移出している（全体の12～3%）。

これから課題としては、安定出荷体制の確立と、そのための予冷庫などの施設整備が指摘されている。

3) 青果連による広域共販の展開；全市共計 ー軟白長ねぎー

軟白長ねぎは1984年、しとうとともに普及員の指導によって導入されており、やはり当初から広域共販としてスタートしている。ピーマンより1年遅れているが、この3品目は普及員が自らの普及所のエリアである旭川市農業改良普及所東部地区（東鷹栖・永山・東旭川・旭正）の生産者を取りまとめて産地形成したもので、共通点が多い。また、販売職員の養成を念頭におき、3品目の事務局を1農協に集中させず、意識的に3農協に分割して始められたのである。

軟白長ねぎについては当初、東旭川が事務局農協となり、現在のピーマンにおける旭正農協と同様の機能を果していた。しかし、市内西部地区との生産方法の相違による障害が除去されたのにともなって1988年、分荷権を青果連に委譲し、全市共計品目に移行して現在に至っている。

部会活動としては、全市の生産者を対象とする共同育苗を、普及員の紹介で大阪（後に兵庫）にて行っており、講習会、市場視察をもそれぞれ年3、1回ずつ実施している。

出荷方式は個選共計であり、農協集荷場に集めて検査した後、青果連の指示にしたがって出荷する。販売先はピーマン・しとうと同様、当初は札幌丸果のみであったが、旭川・苫小牧・釧路など道内市場に広がり、一部は東京・大阪方面にも出荷されている。

問題点としては、全市的な交流があまり活発でなく、品質のバラつきなどが指

摘される。また、格付け検査の際の抜打ち検査が年に2～3回という頻度であるため、その実効性に疑問がある。全市的な部会活動を一層活発に行うことと、検査体制の確立が望まれよう。

4 農協共販の到達点

以上、代表的な品目を選んで導入の経緯から部会活動、販売ルートに至るまでの動向を整理した。ここから明らかなように、卓越した分荷能力をもつ地場市場を近傍に控え、市場主導の産地開発の波に揉まれながら、農協職員、生産者とも、力を合わせて青果連への結集、独自の販路開拓などによる有利販売を模索し、実現しつつある。これは積極的に評価できる点である。

しかし、各品目に即して指摘したように、まだまだクリアしなければならない問題点を多く抱えていることも事実である。以下、この点について若干整理しておきたい。

まず、第一に指摘できるのは、野菜生産者数の停滞である。これはほどんど全品目的に共通している。いうまでもなく、有利販売のためには量的な大きさ、長期継続的な出荷能力は非常に重要な要素である。この生産者数の停滞の背後に労働力問題が伏在していることは明らかであり、その解決が急務である。

第二には、共販体制の不備が指摘できる。具体的には、実質的な個人出荷の残存をはじめとして、検査体制の未確立、長期継続出荷のための取り組みの弱さなどである。ほうれんそう・トマトのように検査・格付けを卸売業者に依存している品目については、輸送共同を実質的なものにするためにも、改善すべきであろう。また、全品目的に単純な日々共計にとどまったままでは、栽培が困難な時期、あるいは市場評価の低い時期における出荷継続は望むべくもないであろう。

IV. 地域農業振興の課題

これまで東旭川の農業が現実にかかえる問題を、農業生産構造と担い手の問題ならびに野菜振興にかかわる流通問題について指摘してきた。ここでは、そうした現状をふまえて今後の農業振興のあり方について、提言的に課題の整理を行っておこう。

1. 水田の計画的土地利用

まず、地域農業振興にとって基本となるのが土地利用の問題である。東旭川においてはつぎの担い手の問題を含め、大きな地域間格差が存在している。したがって、類型化した各地域の構造に即した振興方向を確定するとともに、地域間の土地利用調整をはかることがきわめて重要となってくる。そうした水田の計画的土地利用の策定が振興計画の骨格を形成するのである。

その場合、第一に重要な点は、管内農地の保全の問題である。Ⅰ型地域においては、農地の宅地化や工業用地への転用がすでに進んでいるが、長期的な「線引き」計画を確立して、農業地域に関してはその安定的な保全を行うことを改めて確認すべきであると思われる。このことが農家の「転用待ち」という消極的姿勢を回避する一つの条件であるといえる。Ⅲ型地域に関しては、これとは対照的に過疎化による農地潰廃の危険性が存在している。それは高齢化と転出による地域社会自体の維持の問題として現れている。したがって、ここでは地域的に担い手を維持しながら農地としての保全、土地の有効利用をはかっていくことがきわめて重要な課題なのである。このように、東旭川はその両端で都市化地帯と山間過疎地帯がかかえる二大問題を開拓するという困難な課題を有しているのであり、農地面積の確保を前提として以下の地域調整をはかっていく必要があるといえる。

3つの類型を通じた水田の計画的土地利用を考える場合、担い手の確保状況を反映した現在の土地利用が出発点とならざるをえない。現状こそが様々な地域的な取り組みの結果を示しており、地域間の調整も自ずから行われているからである。以下、農地の有効的な利用を確立するという視点から、総体的な水田利用の方向についてのべてみたい。

東旭川の農業の基幹は言うまでもなく稲作にある。農協の販売額をみても米の販売は全体の70%（1989、H1年度）を占めている。東旭川は、戦前良質米产地として有名であり、現在でもその技術水準は高位安定であるといえる。ただし、

一部の兼業地帯にあっては、肥培管理上の問題をかかえている。転作配分は、希望面積を優先したうえでの一率配分となっており、主としてⅠ型地域での転作への傾斜が配分面積1.7%という「低転作率」を可能としているのである。こうした現状を考えると、東旭川の稲作はⅡ型地域とⅢ型地域を主体とした配置を基本に使える必要がある。その場合、Ⅱ型地域は米の収量、一等米比率も高く、年次変動も少ない安定地域をなしており、Ⅲ型については土地・気象条件からみてやや低い水準となっている。これらを踏まえたうえで、今後の販売対策を考えて行かなければならない。こうした稲作の位置づけとそれと表裏一体の関係となる転作配置を踏まえて、転作の地域内調整を考えれば、以下のようになる。

まず、Ⅰ型地域については現状の転作への傾斜という構造を維持し、転作田の団地化を図っていく必要がある。その上で、現在転作で最も問題となっている小麦連作による収益悪化を解消していく土地利用方式を模索していく必要があろう。その方向は、受託集団を主体として考えれば、基幹作物を小麦とすることは動かせないのであって、固定的な転作田を畑地として輪作する方向を取るべきであると思われる。その場合、思い切った緑肥休閑を組み込む体系を取り入れるべきと考える。

Ⅱ型地域は、東旭川のなかでも最も中核農家が存在する地域であり、将来的にも地域農業の要となると考えられる。現状では最も稲作に適した地域であり、良質米生産のための堆肥増産を含めた「土づくり」に取り組むことはその前提となる。また、転作については、単なる面積消化ではない小麦の安定的作付を行う必要があり、その一つの方向として田畑輪換の方向が有効であると思われる。その一つのモデルとして、H生産組合によるブロック・ローテーション方式の取り組みを重視する必要がある。また、この地域には最も中核的農家が存在しており、すでに野菜生産への取り組みも一定の進捗をみせており、野菜作付農家を面的に広げていく施策がとられるべきであろう。

Ⅲ型地域は、山間に位置するため、稲作生産においても一定の不安定性を有している。また、傾斜地の存在などの土地条件の格差が大きく、それに対応した土地利用の広域的調整が必要になってくる。ここでも基幹作物は稲作であることはいうまでもないが、その安定化のための取り組みが不可欠である。また、今後の担い手の確保の状況をみると、適地への稲作集中を行うことが重要であり、比較的条件の悪い地域に牧草転作を配置することで畜産振興と結びつけた飼料基盤の確保をおこなうような施策が求められよう。

2. 農業生産の担い手の確立とその条件

以上の土地利用計画を基礎として、担い手の地域的な編成を行うことがつきの課題となる。この点についても、地域によって対応が大きく異なると思われるので、それについて検討を加えていく。

1) I型地域－休農者の水田の転作受託体制の確立

市街地よりのI型地域については、休農者の割合も高く、第二種兼業農家も多いために、現行の受託組織が今後とも重要な位置を占めると考えられる。しかし、ここ数年間は受託面積の縮小と稲作目的の賃貸借への移行の動きがめだっており、特に前者の受託の縮小は小麦の連作による収益の悪化を端的に反映している。したがって、受託組織の存続のためには先に述べたように土地利用の改善が最も大きな課題となっている。それを前提としたうえで、受託制度そのものもいくつか改善すべき点が存在する。その第一は、農協による調整機能の発揮の問題であり、現状では委託・受託農家間の相対関係で契約がなりたっている。土地利用の再編、畠地輪作体系の構築に際しては、受託地が分散していることや土地改良の負担の問題など、地域的な合意を形成する必要があり、そこで農協の介在が不可欠な要素になるとを考えられる。形式的な受委託組織から調整機能をもつ本格的な組織への脱皮を農協が主導して推し進めることが重要な課題といえる。このことは、現在委託者がもっている不満の解消につながると考えられる。第二は、連作回避のための助成措置の必要である。十勝の畠作地帯においても、緑肥休閑に対する奨励処置として種子代程度の助成が行われており、それらは参考になろう。第三は、土地改良の問題とも関連するが、受託期間が現行では3年契約となっており、部分的には更新による事実上の長期契約も存在するとはいえ、その長期化が必要であろう。

2) II型地域－生産組織を中心とした複合経営の確立

今後、東旭川農業の中核地域となると考えられるII型地域においては、生産組織の育成による土地利用型部門の効率化とそれによる遊休労働力を活用した野菜生産の拡大という複線的な道を追求することが基本線となると考えられる。

1)受託型生産組織の確立

これまで設立された生産組織は、比較的等質的な農家を構成員とする組織が多く、それを維持してきた組合が現在でも存続している。しかしながら、多くの組

今は兼業の深化にともなっての出役問題や転作増加の問題によって解散に至っている。したがって、今後の生産組織化においては、農家の就業構造の変化を前提とした受委託型タイプの生産組織をめざす必要があろう。すなわち、中核農家をオペレータとする組織化である。この場合、オペレータ賃金を兼業収入なみの水準に確保することが組織の存続にとって重要なポイントとなろう。これまでの生産組織は、H生産組合の例からもわかるように、同時に集落外の小麦の受託を行い、その収益によってバランスをとるという方策が採られてきた。しかしながら、小麦収益の悪化によって組合としての収益構造が崩壊しており、ここでも転作収益の確保が重要な課題となる。

生産組合による組合員の米麦部門の作業受託ならびにI型地域での「経営」受託を推進し、両者による組合としての収益確保＝オペレータ賃金確保を行い、土地利用型部門の合理化を進めることができ第一の方向となろう。あわせて、そこで遊休化した労働力を新規の野菜作導入にむけて、生産部会に結集させていくことが第二の方向となろう。この場合、農協の野菜振興作を万全なものとし、野菜収益の確保によって、第一種兼業農家のUターンを大胆に進めることができて重要である。こうした地域複合化の方向を生産組合と生産部会という横と縦の組織化によって推進していくことが地域農業再編の要といふことができる。

3) III型地域－集落再編と集落農場制の確立

III型地域は、過疎化・高齢化が管内でも最も進んだ地域として位置づけることができる。このため、地域の農業、ひいては地域社会の存続をはかるためには、集落再編（合併）とそれを前提とした中核農家を中心とする集落農場制の確立が今後の基本課題となると考えられる。

集落再編に関しては、アンケートにおいてもその要望が強く出ており、生活問題を含めて緊急に着手すべき課題であると思われる。これによって、集落機能を維持するとともに、集落をこえた借地関係を広域化した集落の枠組みにおいて調整することができる程度可能となると考えられる。また、点在化した中核農家の結合を強化するうえでも、大きな効果があると思われる。

集落農場制は、担い手の減少のもとで、中核農家を中心として広域化した集落の土地利用に責任をもつ体制を構築することをねらいとするものである。この場合、賃貸・受託関係をつうじて適地に稲作を集中化させるような集落内部での土地利用調整を行うことが重要である。限界地については、高齢農家の所得補填として「どさんこ」等による放牧畜産の草地基盤として活用するような施策も考えられよう。いずれにしても、賃貸・受託関係によって中核農家と高齢農家がとも

に所得確保を行える体制を構築することが基本であり、水田の効率的利用と高齢農家の流出阻止を行うことがねらいとされなければならない。

以上みてきたように、東旭川の農業は地域的に大きな性格の相違があるため、統一的な課題設定を行うことは難しい。しかも、各地域類型が相互に依存しあう関係にあるため、どれひとつを欠いても地域全体に大きな阻害を来すこととなる。したがって、振興計画の実行案策定にあたっては集落の実態に即した議論づくりを行うとともに、地域間での役割分担を明確にしていくことが求められているのである。

3. 野菜振興と農協の果たすべき役割

東旭川の農業振興を考えていくうえで、野菜振興はひとつの大きなポイントをなしている。旭川近郊の野菜産地としてはやや出遅れの感があるが、青果連への対応あるいは将来の合併構想をふまえて積極的な施策をとっていくことが緊急の課題となっている。

現在、都府県においては都市化の進展や農業者の高齢化、さらには労働力不足などによって野菜の供給は構造的に減少しており、野菜市場は過剰から一転して不足基調へと推移しつつある。したがって、いくつかの問題を克服するならば、今後の産地形成の可能性はきわめて高いと考えられる。以下では、Ⅲの分析をうけて野菜振興の課題と農協の役割について考えてみたい。

その場合、まず問題となるのは野菜生産農家の拡大テンポが鈍化している点である。いうまでもなく、各品目の量的充足が現状の市場評価の要となっており、その確保のための野菜生産の横の拡大が求められているのである。こうした基本的課題については、有利販売による農家所得の保証が問題となるが、そのためには新規参入農家をふくめた営農指導体制の拡充がなんといっても重要である。これには技術指導員の養成あるいは新規採用と販売担当者の養成の2つ要素を有する。もちろん、この2つを同一人物が遂行しても構わないし、その可能性も否定しないが、とにかく、これらの指導体制を確立して、地場市場に桔抗しうる開発能力をもつべきである。その際、青果連との機能調整などが問題になってくるかもしれないが、青果連での技術指導員の採用が困難な以上、その機能は単協が保有していくなければならないと考えられる。また、具体的な野菜導入の条件を段階的に整えていくことが堅実な方策であるが、その大きなネックとなっているのが

労働力問題である。この手始めとしては、共選体制を確立し、生産者の選別労働の軽減を図ることが考えられる。品目によっては共選に向かないものもあるが、その場合には選果労働力の農家への派遣、あるいは斡旋などを農協が積極的に位置づけるべきであろう。

第二には、共販体制をいかに確立するかという課題である。具体的には、第一の課題とも重なり合うが、実質的な個人出荷の残存をはじめとして、検査体制の未確立、長期継続出荷のための取り組みの弱さなどが今後の課題として存在する。検査・格付けに関しては、部会のイニシャティブをいかに発揮させるかが決定的であろうし、継続出荷に関しては価格補償のシステムを自治体との協力関係において長期的に充実させていく必要がある。また、近隣農協の例では販売代金から一定率をリスク補填のために積み立てておき、出荷の困難な時期や市況が低迷する時期に放出するなど一種のプール性をとって対応していることなどを参考にして、生産者内部での補償関係を形成することも過渡的には重要であるといえる。また、集出荷施設の整備問題も市場対応にとって不可欠な要素である。特に要望の多かったのは予冷庫であり、みつばのような短期集中出荷を必要とする品目においては、収穫労働の分散の意味を持ち、ピーマンの場合には安定出荷のための条件となっている。今後の東旭川を含めた広域的な施設計画は充分考慮される必要があるが、その場合においても広域的野菜産地における東旭川の独自性を発揮する意味からも必要な対策を迅速に行う必要がある。「持参金」をもった参加が真の「協同組合間協同」の前提をなすと言えるからである。少なくとも、現状を考えるとき、待ちの姿勢ではなく競争を止揚するそれぞれの動きを積極的につくりだすことが、合併の展望を具体的なものにすると考えられるのである。

